

(仮称)持続可能なみらいの都市づくりビジョンの策定

【報告事項】

目 次

序章	1
1. はじめに	1
2. 本ビジョンの位置付けと対象区域	4
3. 本ビジョンと都市計画マスタープランの構成と関係性	5
4. 今回の説明の流れと議論のポイント	6
第1章 都市構造上の現状と課題	7
1. 都市構造上の現状	7
2. 都市構造上の課題	26
第2章 都市づくりの方針	32
1. 都市づくりの方針の考え方	32
2. 都市づくりの方針	33
第3章 目指すべき都市の骨格構造・誘導区域・施設	39
1. 目指すべき都市の骨格構造の考え方	39
2. 誘導区域・施設の考え方	41
参考資料	45
参考1. 国土交通省資料	45
参考2. 上位計画の概要	49

序章

本章では、「(仮称) 持続可能なみらいの都市づくりビジョン」の策定の背景、位置付け、芦屋市都市計画マスタープランとの関連性、今回の説明の流れと議論のポイントを示します。

1. はじめに

(1) 本市の都市計画マスタープランによるこれまでの都市づくり

本市の都市づくりにおける既存計画である都市計画マスタープランは、本市の特色を踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、都市づくりの方針を示すものとして、平成 17 年（2005 年）に策定されました。

令和 3 年 6 月の改定では、人口減少、少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害の発生、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響など、社会情勢の変化の中で、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史、文化、住環境などの魅力あるまちを次の世代に継承していくための将来像や都市づくりの方向性を示すものとして既存の計画や施設、現在の都市の骨格を継承し続ける方針を示したものとなっています。

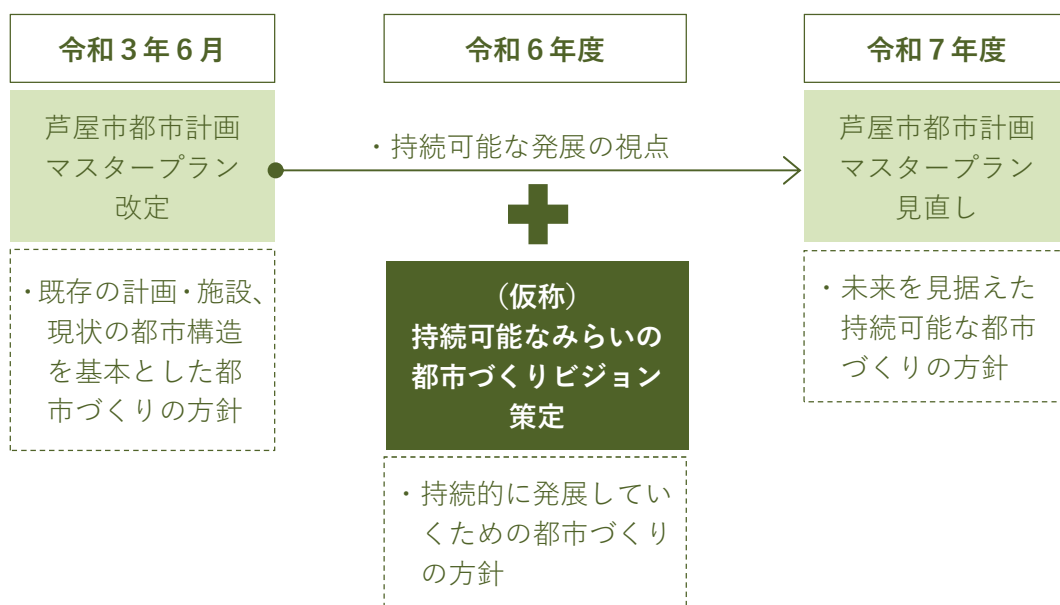
(2) これからの都市づくりに求められる視点

人口減少と高齢化社会の到来による今後の都市経営に関する問題は、全国的に大きな課題となっています。本市においても、人口減少や少子高齢化の進展は避けられない課題です。既にコンパクトなまちが形成されておりますが、「この魅力あるまちを維持し続ける」こと、また、「子育て世代や高齢者などすべての世代が健康で快適に暮らし続けられる」まちとして、医療・福祉施設、商業施設など都市機能や居住機能、居住誘導区域等を示すとともに、施設の効率的な更新・運営等の視点をもって、持続的に発展していくための都市づくりが必要となっています。以上のことから、立地適正化計画を見据えた「(仮称) 持続可能なみらいの都市づくりビジョン」（以下、本ビジョンという。）の策定を行います。

(3) 本ビジョンと都市計画マスタープランとの関連性

令和 7 年度の都市計画マスタープランの見直しの際に、本ビジョンの実現のための具体的な施策等を検討したうえで、都市計画マスタープランと一体的な計画の策定を予定しております。

図 ー本ビジョンと都市マスとの関連性



立地適正化計画とは・・・

平成 26 年の都市再生特別措置法の一部改正により、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能としていくため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで都市づくりを進めていくものとして立地適正化計画の制度が示されています。立地適正化計画は都市全体を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられます。

図 - コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

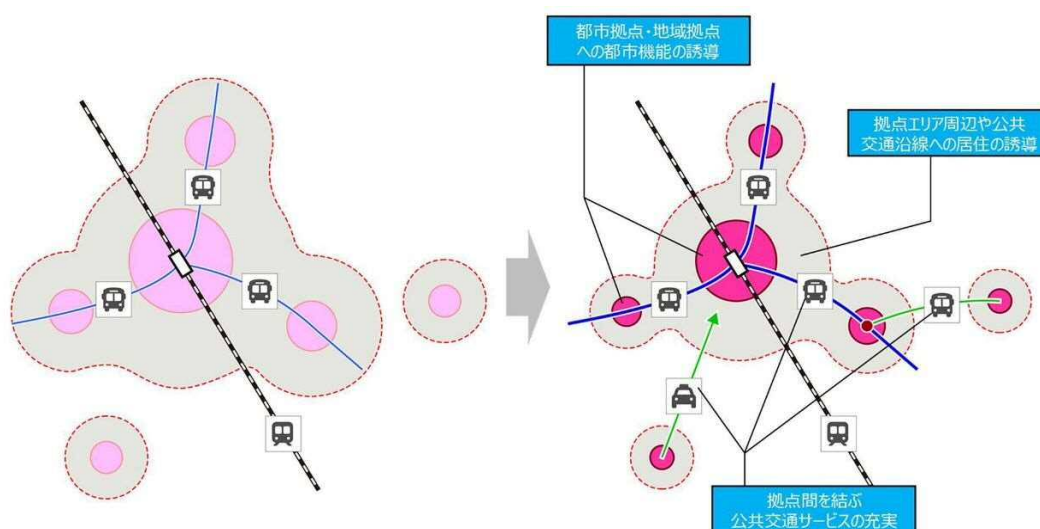


表 - 都市計画マスタープランと立地適正化計画の根拠法と役割

	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
根拠法	都市計画法第 18 条の 2	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項
役割	将来の都市構造や都市計画（土地利用、都市施設等）に関する基本方針を示すことにより、市民や事業者とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針となるもの	コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造への転換を目的に、医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能や居住を集約する区域を設定し、誘導を図るもの
対象区域	都市計画区域または市町村全域	都市計画区域

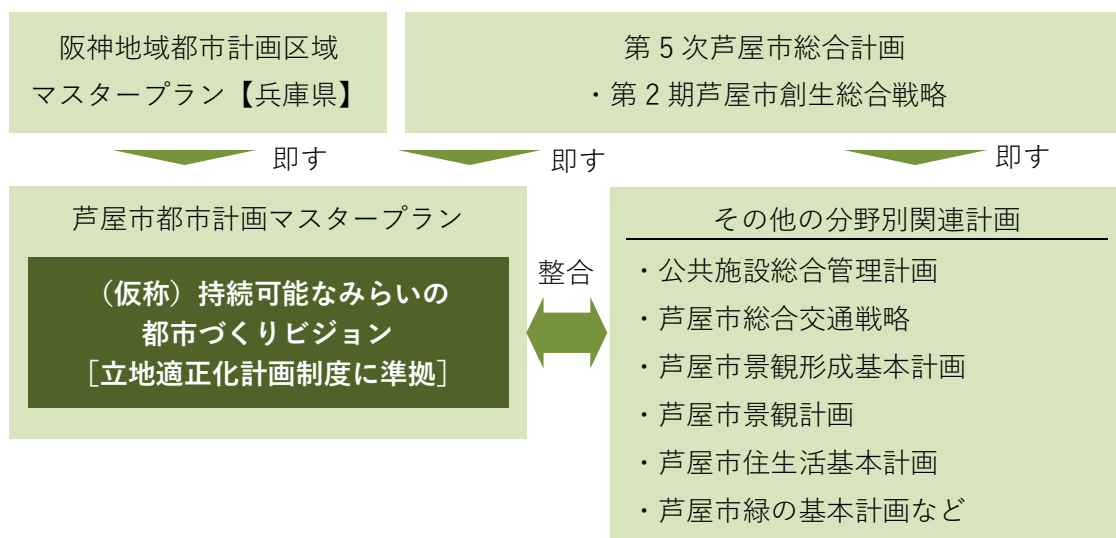
2. 本ビジョンの位置付けと対象区域

本ビジョンは、総合計画（第5次芦屋市総合計画・第2期芦屋市創生総合戦略）及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阪神地域都市計画区域マスタープラン）に即した芦屋市都市計画マスタープランと一体的なものとして、都市全体を見渡した包括的なマスタープランとしての性質を有します。

本ビジョンにおいては、本市における今後の人口減少・少子高齢化に対応した都市づくりを進め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の維持に資する具体的な区域や施策を定めるため、芦屋市総合交通戦略と連携を図るとともに、居住・都市機能に関わる幅広い分野を包含したコンパクトな都市づくりを推進するため、交通、防災、産業（商業等）、環境、医療、高齢者福祉、子育て等の分野と連携を図るものとします。

また、本ビジョンは芦屋市全域を対象とし、おおむね20年後の都市の姿を見据えたものとします。

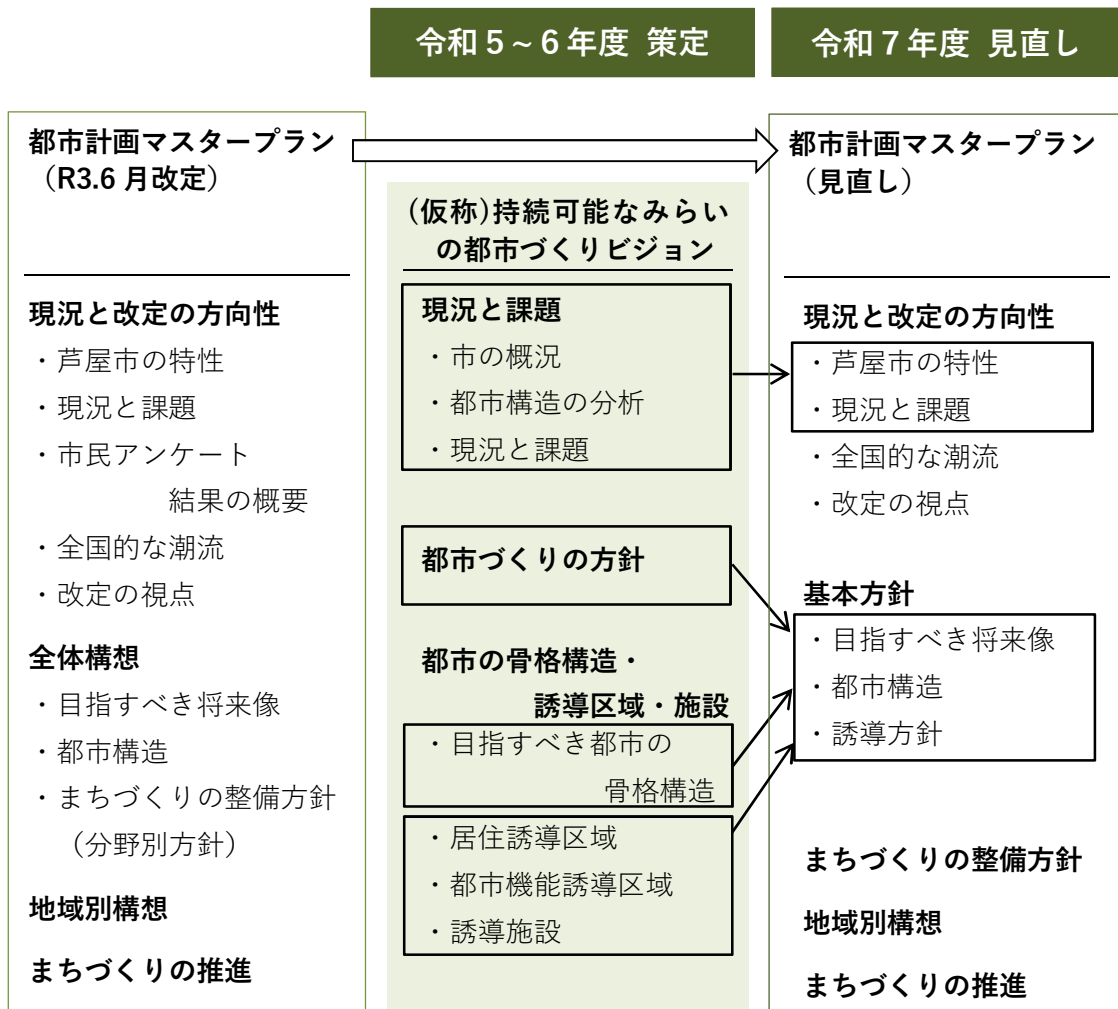
図－計画の位置づけ



3. 本ビジョンと都市計画マスタープランの構成と関係性

令和 6 年度に取りまとめる予定の本ビジョンと芦屋市都市計画マスタープランの構成と関係性を以下に示します。

図 - 都市計画マスタープラン、ビジョンの構成と関係



4. 今回の説明の流れと議論のポイント

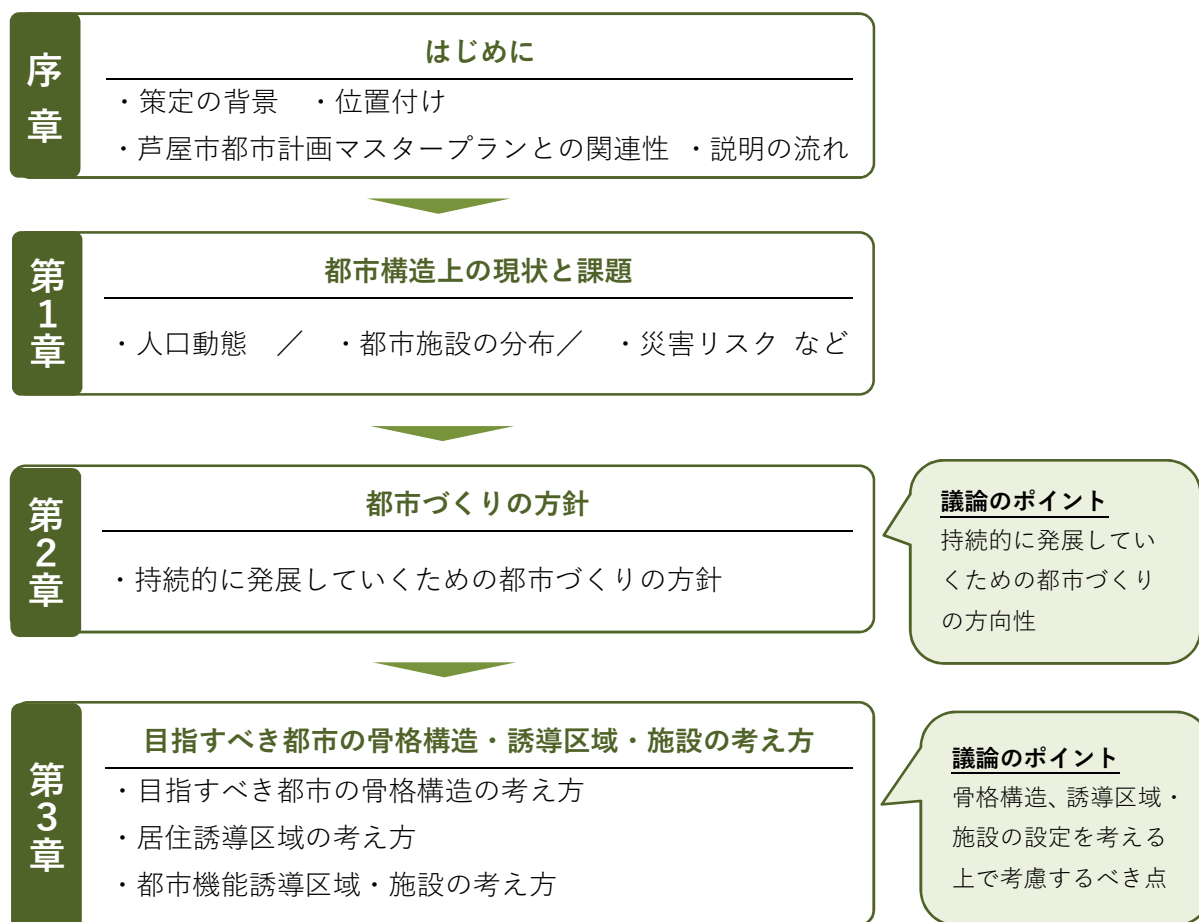
序章では、本ビジョンの策定の背景、位置付け、芦屋市都市計画マスタープランとの関連性、今回の説明の流れと議論のポイントを示します。

第1章では、人口動態や都市機能の分布状況、財政の見通しや災害リスクなど、「都市構造上の現状と課題」を示します。

第2章では、都市構造上の現状と課題を踏まえ、持続的に発展していくための都市づくりの実現に向けた「都市づくりの方針」の設定の考え方とその内容について示します。

第3章では、都市構造上の現状と課題、都市づくりの方針を踏まえ、「目指すべき都市の骨格構造」と「居住や都市機能を誘導すべき区域と施設（都市機能）」の考え方を示します。

図 - 説明の流れ



第1章 都市構造上の現状と課題

本章では、「第2章 都市づくりの方針」、「第3章 将来の都市構造・誘導区域・施設」を検討する上での基礎資料となる、「都市構造上の現状と課題」を整理した結果を示します。

1. 都市構造上の現状

芦屋市が住宅都市としての価値を高めるとともに、財政面や経済面においても持続可能な都市経営を可能としていくため、都市づくりの方向性を見据えながら都市の現状の把握を行いました。

芦屋市の都市構造上の課題分析や都市づくりの方針に関連する主な項目について以下に示します。なお、各データは時点ごとに最新のものに更新する予定です。

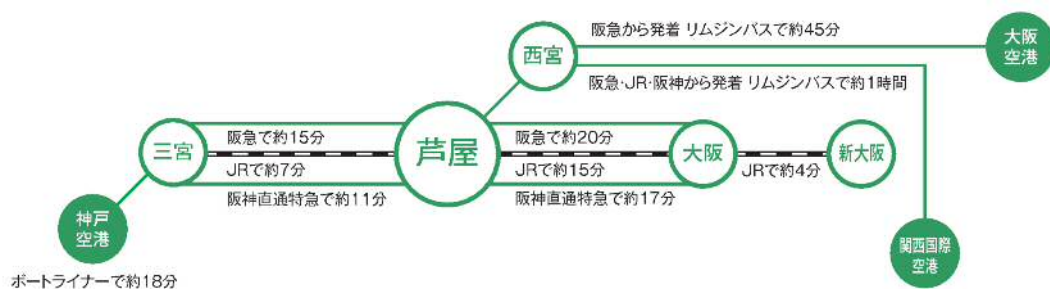
(1) 芦屋市の現況

本市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約 18.57k m²、東西約 2.5 k m、南北約 9.6 k mと南北に細長いまちで、北は六甲の山並み、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから発展してきました。

図－芦屋市の位置



図－芦屋市への交通アクセス

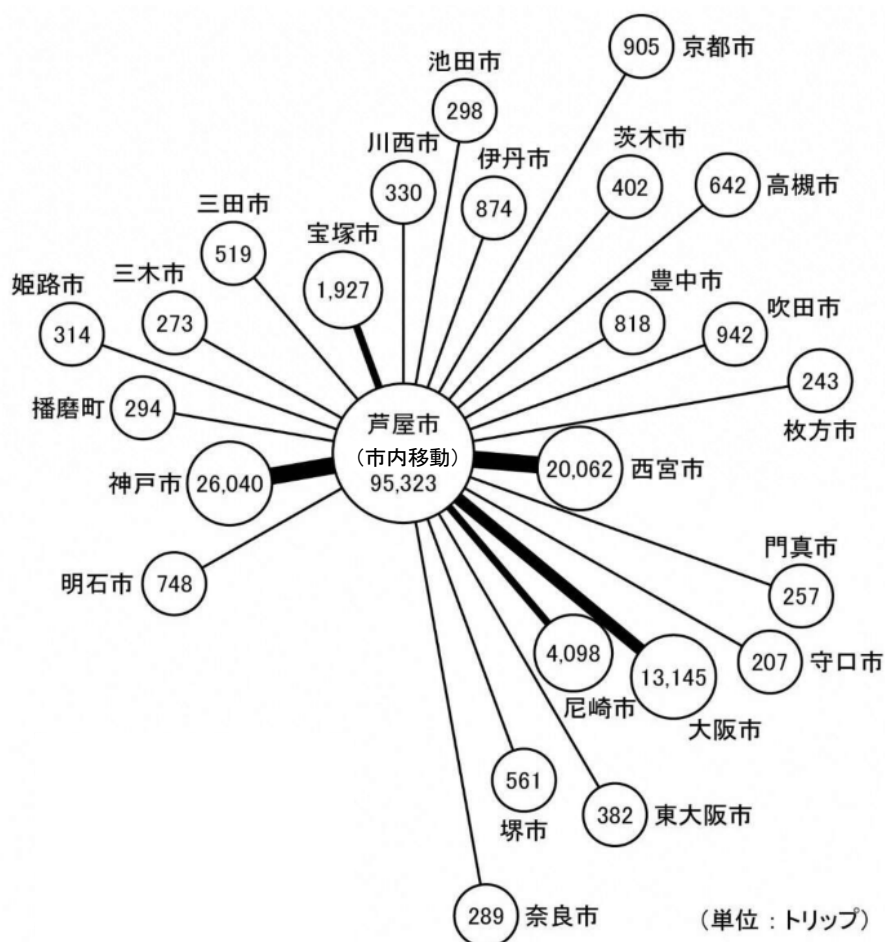


出典：もっと芦屋市を知るガイドブック

(2) 市外への移動実態

他都市への人の動きは、神戸市へのトリップ数が最も多く、次いで西宮市、大阪市へのトリップ数が多くなっています。

図－芦屋市が出発地となる人の動き（平日：全目的全交通手段の合計）



出典：平成 22 年近畿圏パーソントリップ調査

(3) 人口分布の現状と推計

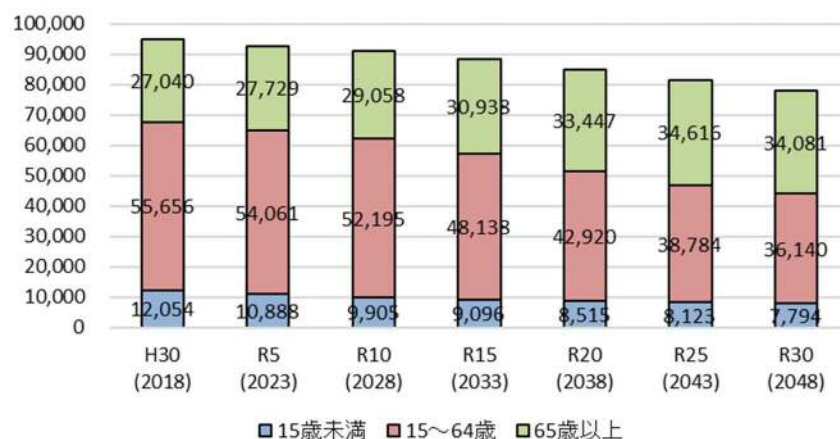
【① 年齢3区分人口の将来推計】

15歳未満（年少人口）、15歳以上65歳未満（生産年齢人口）が減少し、65歳以上（高齢人口）が増加すると推計されています。

令和30年（2048年）には、65歳以上（高齢人口）が34,081人（43.7%）、15歳～64歳が36,140人（46.3%）、0歳～14歳（年少人口）が7,794人（10.0%）となると推計されています。

図－年齢3区分別の将来人口の推計

	H30 (2018)	R5 (2023)	R10 (2028)	R15 (2033)	R20 (2038)	R25 (2043)	R30 (2048)
総人口	94,751	92,678	91,158	88,172	84,883	81,523	78,015
15歳未満	12,054	10,888	9,905	9,096	8,515	8,123	7,794
15～64歳	55,656	54,061	52,195	48,138	42,920	38,784	36,140
65歳以上	27,040	27,729	29,058	30,938	33,447	34,615	34,081

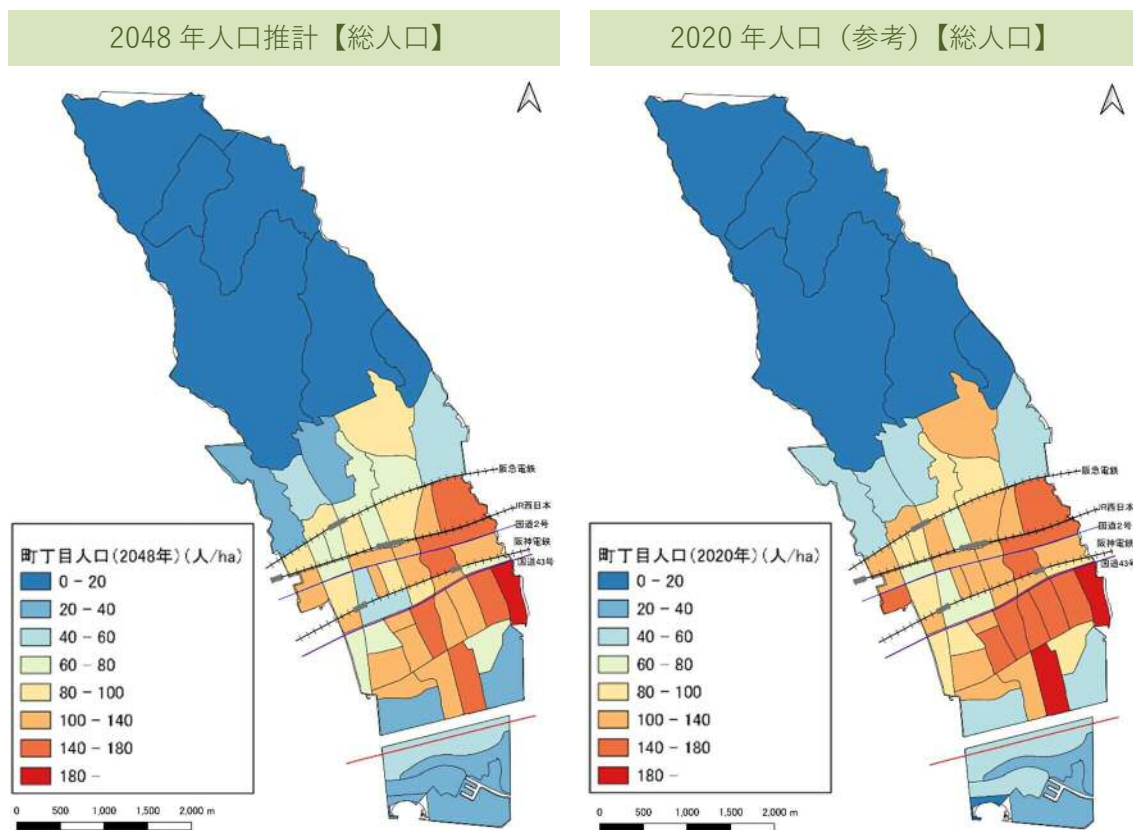


資料：改定芦屋市人口ビジョン

【② 町丁目別人口の推計】

2048 年における町丁目別人口推計をみると、公光町、精道町、岩園町は、駅周辺であっても人口密度が 60 人/ha を下回っています。

図 - 町丁目別の人口密度



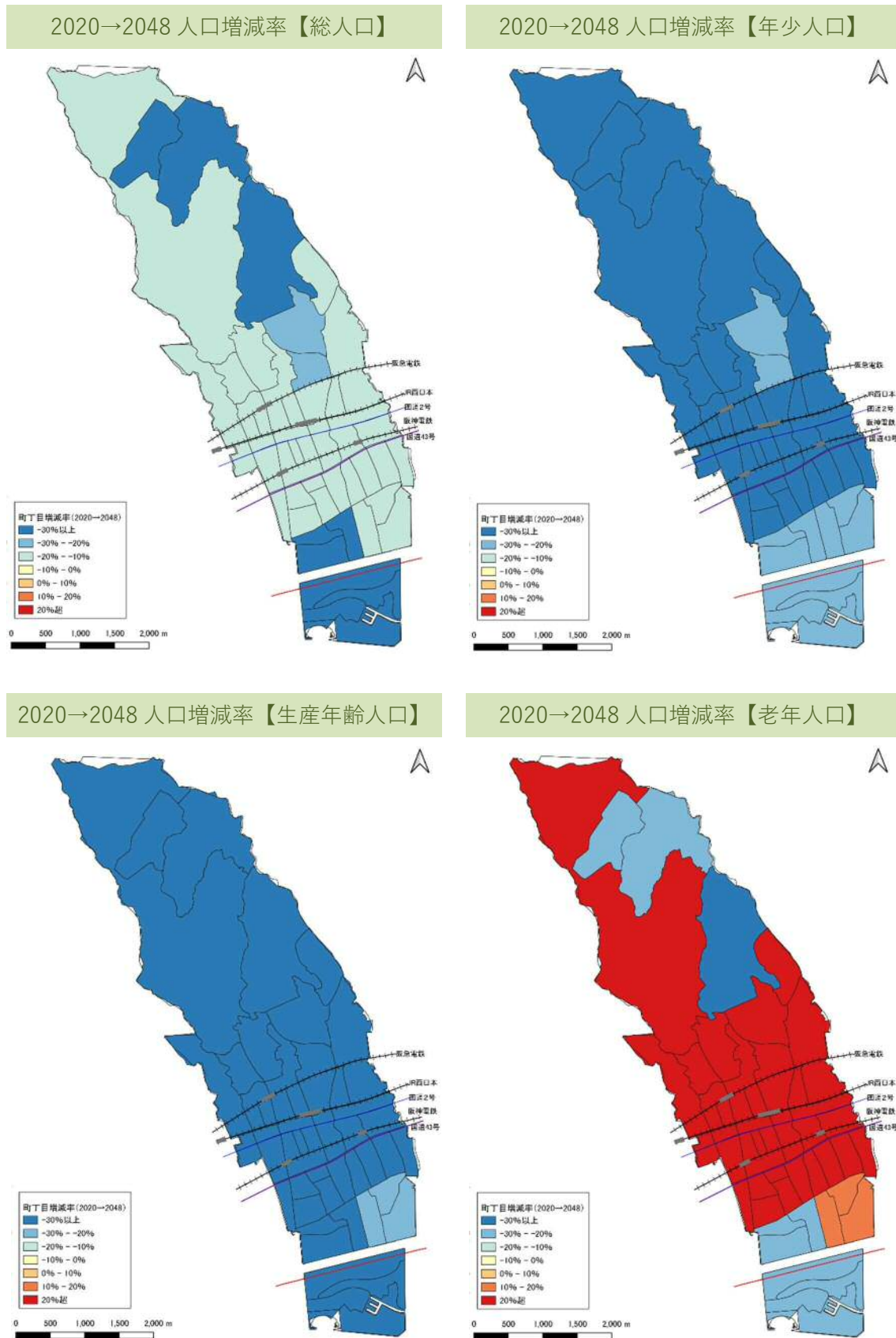
資料：国勢調査をもとに推計

【③ 町丁目別人口の推計】

令和 2 年（2020 年）から令和 30 年（2048 年）にかけては、年少人口、生産年齢人口が一部地域を除き 30%以上減少しています。

一方、老年人口は奥池地域や浜手地域を除き増加しています。

図 - 町丁目別の人口密度



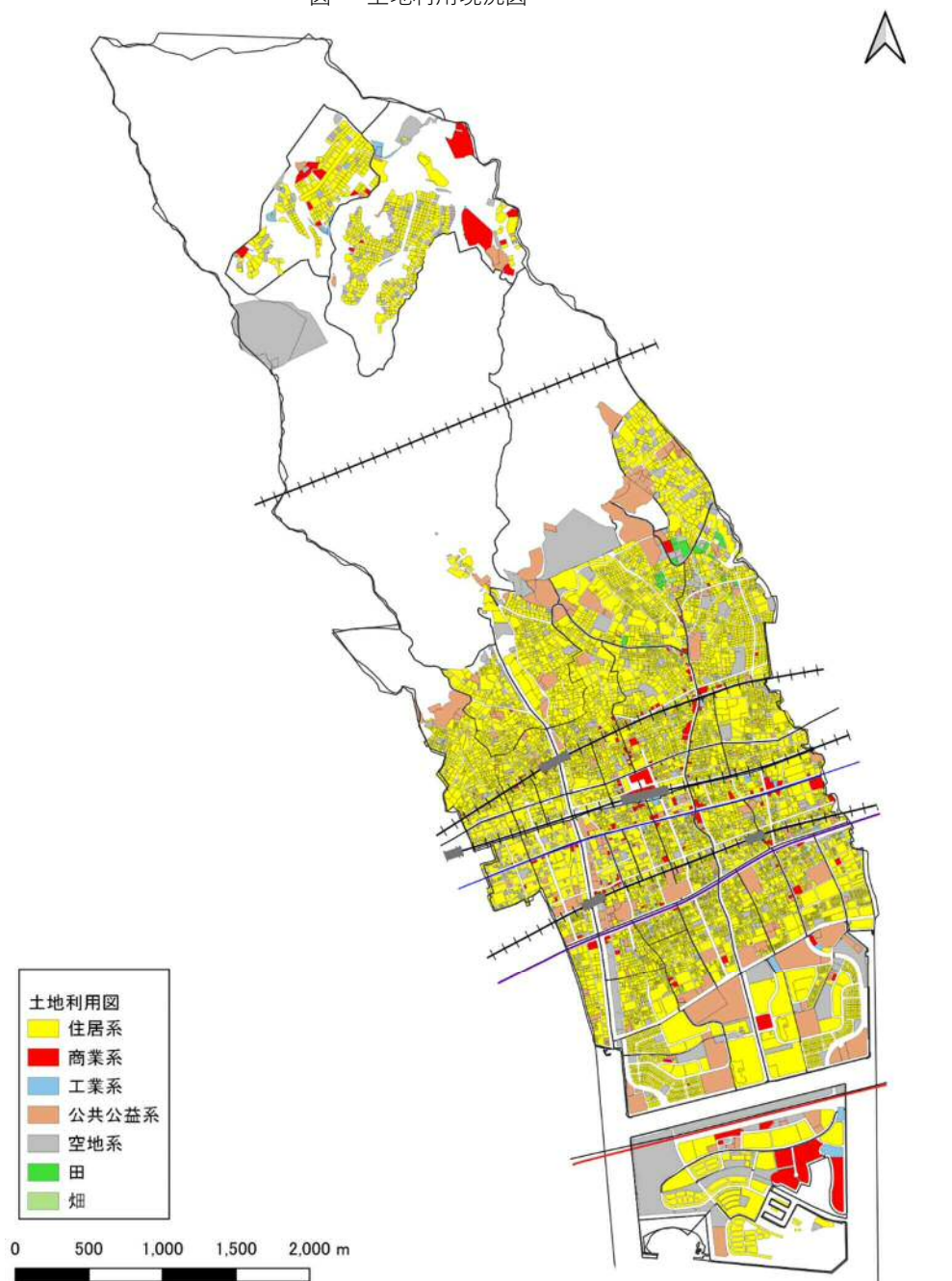
資料：国勢調査をもとに推計

(4) 土地利用の現状

JR 芦屋駅周辺や南芦屋浜の一部に商業系の土地利用が集積していますが、市域のほとんどが住居系の土地利用となっています。建物用途別では、住居系が 90.7%を占めており、工業系と商業系は 5%弱となっています。

なお、下図にある分類は、土地の利用用途を大きく分類したものです。工業系には、工場や食品製造業のほかに駅舎やバス車庫なども含まれ、商業系には、商業施設のほかにホテルや保養所なども含まれます。

図 - 土地利用現況図



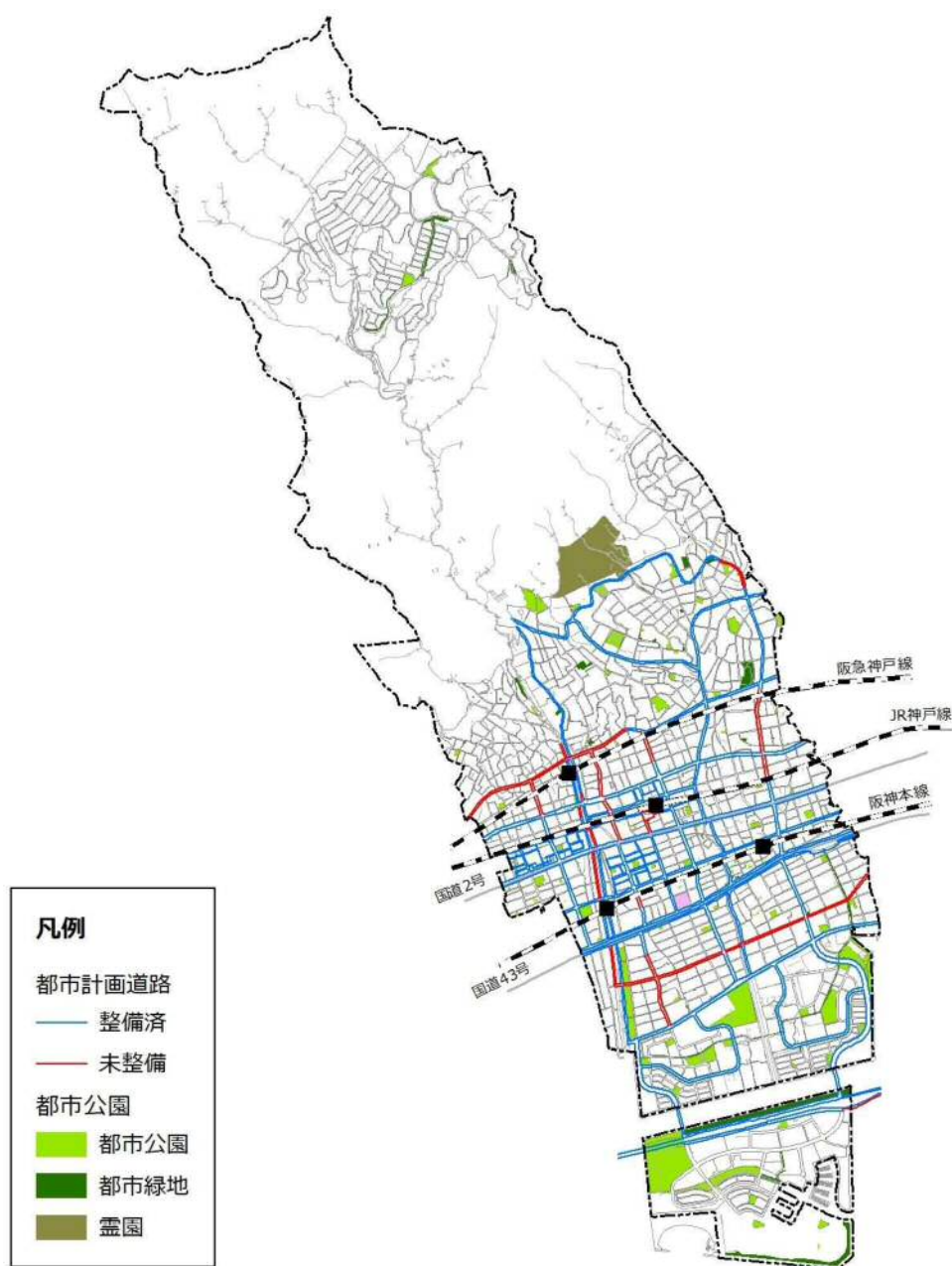
（５）都市施設等の現状

【① 道路・公園】

令和２年（２０２０年）３月３１日現在、都市計画道路は５５路線（総計画延長 ５０,２００ｍ）が都市計画決定されており、そのうち ８７.７％が整備済となっています。

南芦屋浜や芦屋浜には大規模、中規模な公園が分布していますが、中心市街地には大規模・中規模な公園は分布しておらず、小規模な公園のみが分布しています。

図－都市計画道路・都市公園 位置図

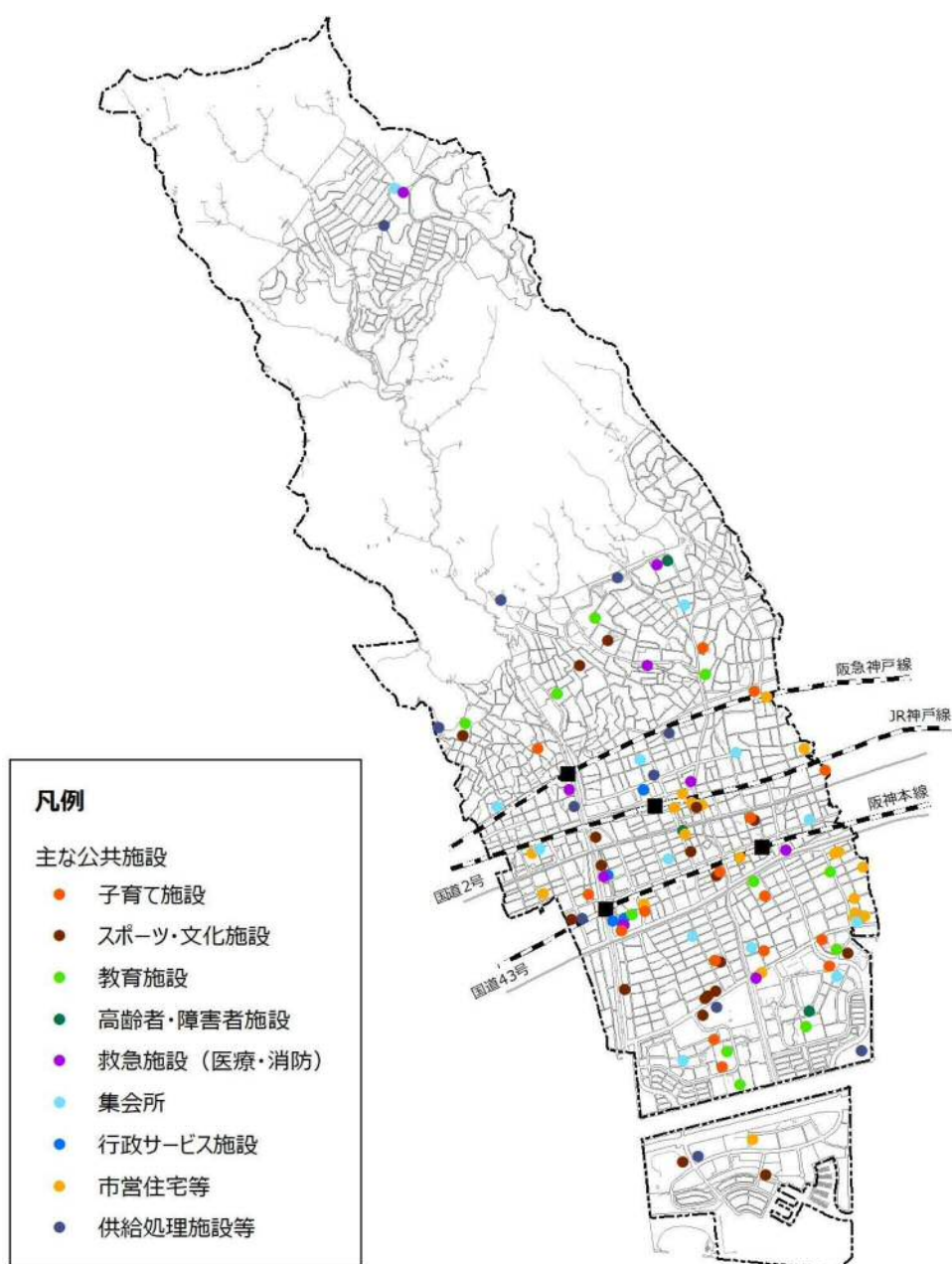


【② 公共施設】

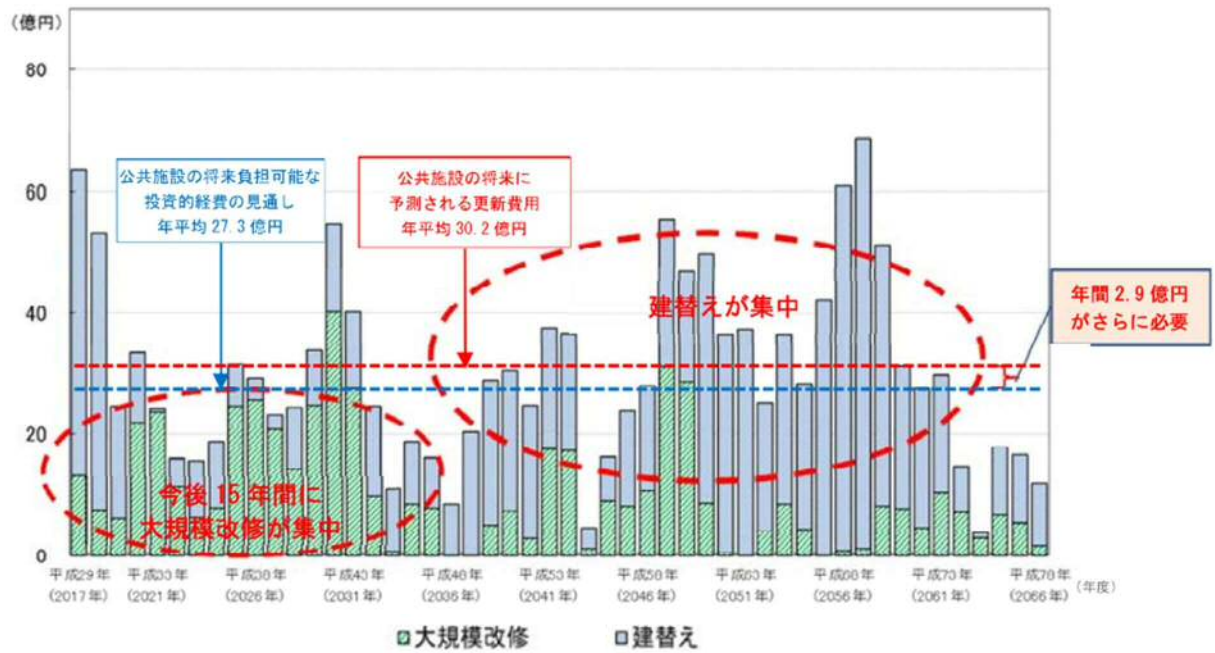
本市の公共施設は、市内全域に分布しております。なお、各施設で地域ごとに立地が必要なもの、市域に点在することまでが必要でないもの等が考えられますが、下図は公共施設全体の市域での配置を示したものです。

また、平成 28 年時点で 230 施設、延床面積合計 395,883 ㎡を有しており、今後の建替え及び大規模改修により今後 50 年間で約 1,510 億円（1 年あたり 30.2 億円）が必要であると資産されており、負担可能な投資的経費の見通し（1 年あたり 27.3 億円）を上回っています。ピーク時（令和 39 年）には、約 69 億円の費用が必要であると試算されています。

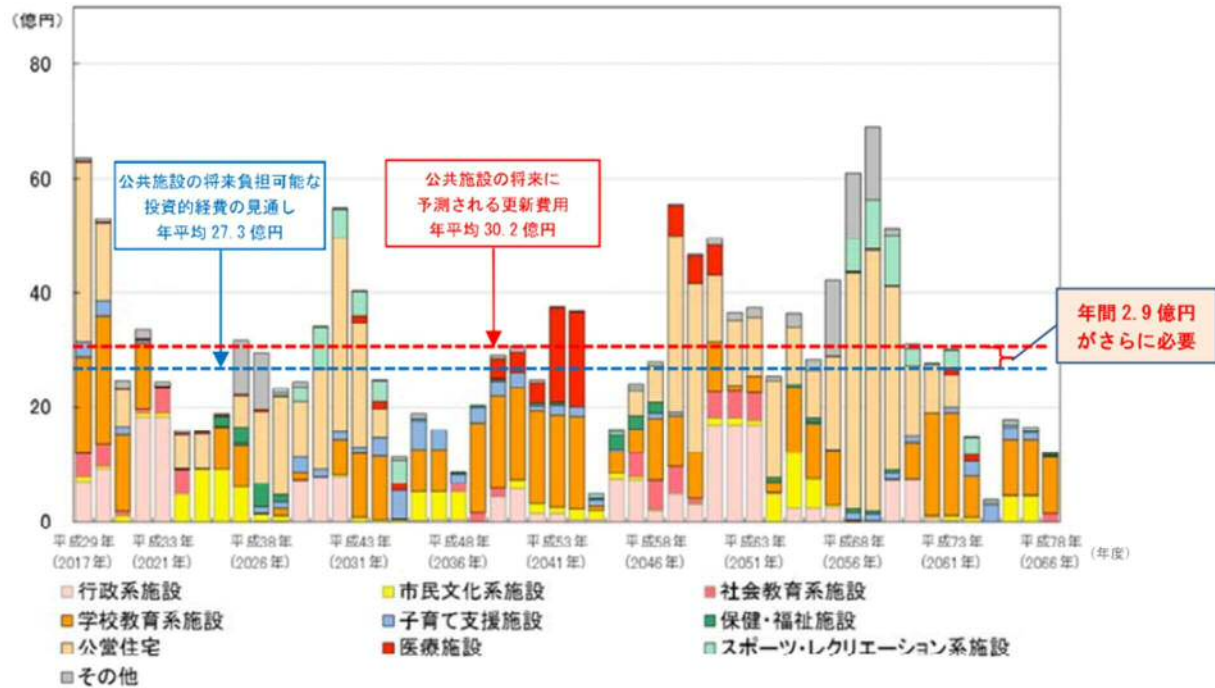
図 - 主な公共施設の分布



図－公共施設の将来更新費用試算結果（建替え及び大規模改修別）



図－公共施設の将来更新費用試算結果（大分類別）



資料－芦屋市公共施設等総合管理計画

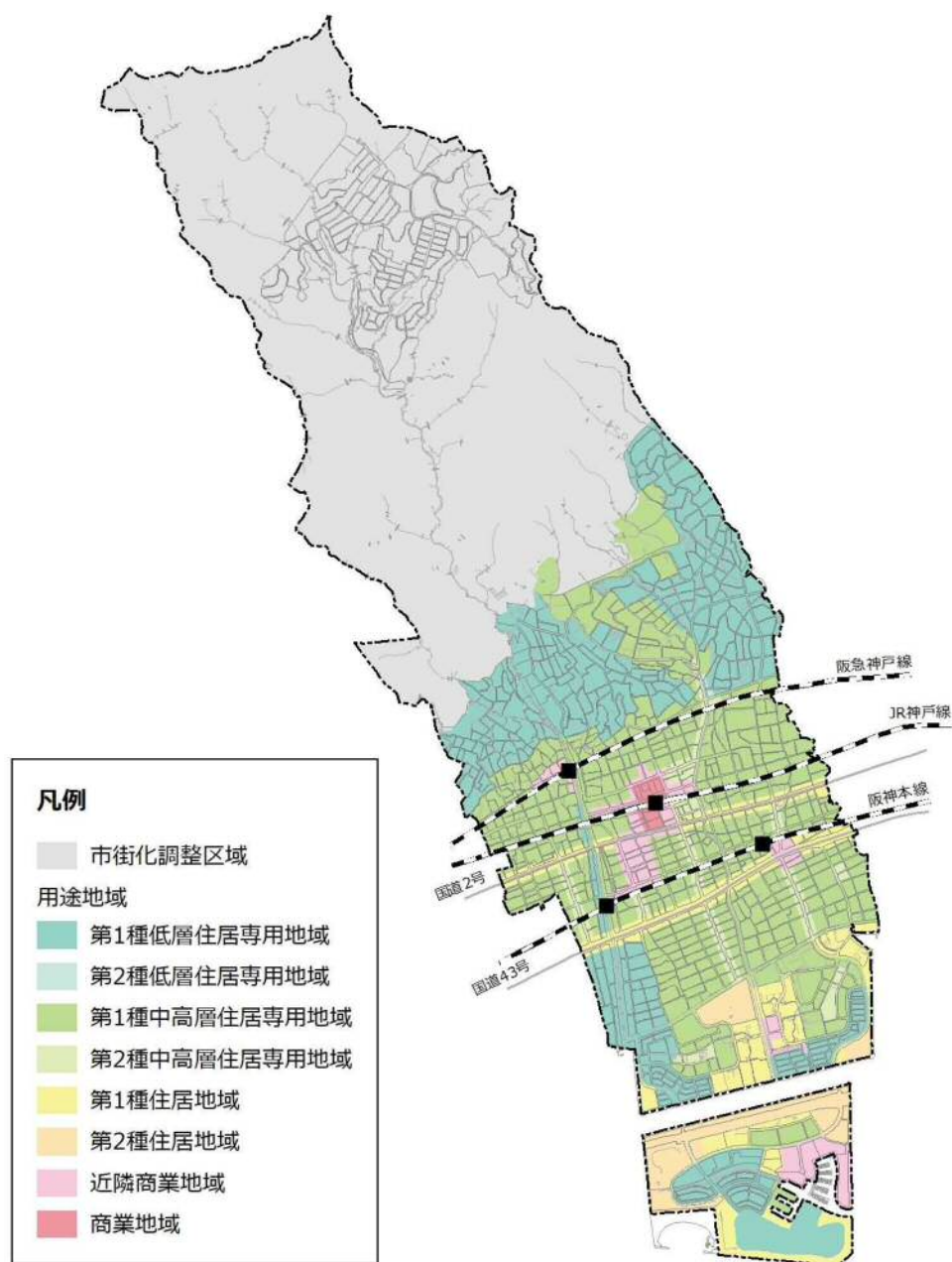
【③ 区域区分・用途地域・景観】

山麓部より南側の約 969ha(52.2%)が市街化区域(画的に市街地をつくっていく区域)に指定されています。

市街化区域のうち、商業系(商業地域及び近隣商業地域)の用途地域が定められているのはわずか 5.5%(約 54ha)であり、住居専用地域が 78.7%(約 841.7ha) 大半を占めています。

芦屋市全域が景観地区に指定されており、阪急以北の第 1 種低層住居専用地域の周辺及び芦屋川沿いの第 1 種低層住居専用地域の周辺は、風致地区または緑の保全地区に指定されています。また、芦屋川沿いは、特別景観地区に指定されています。

図－用途地域等の指定状況



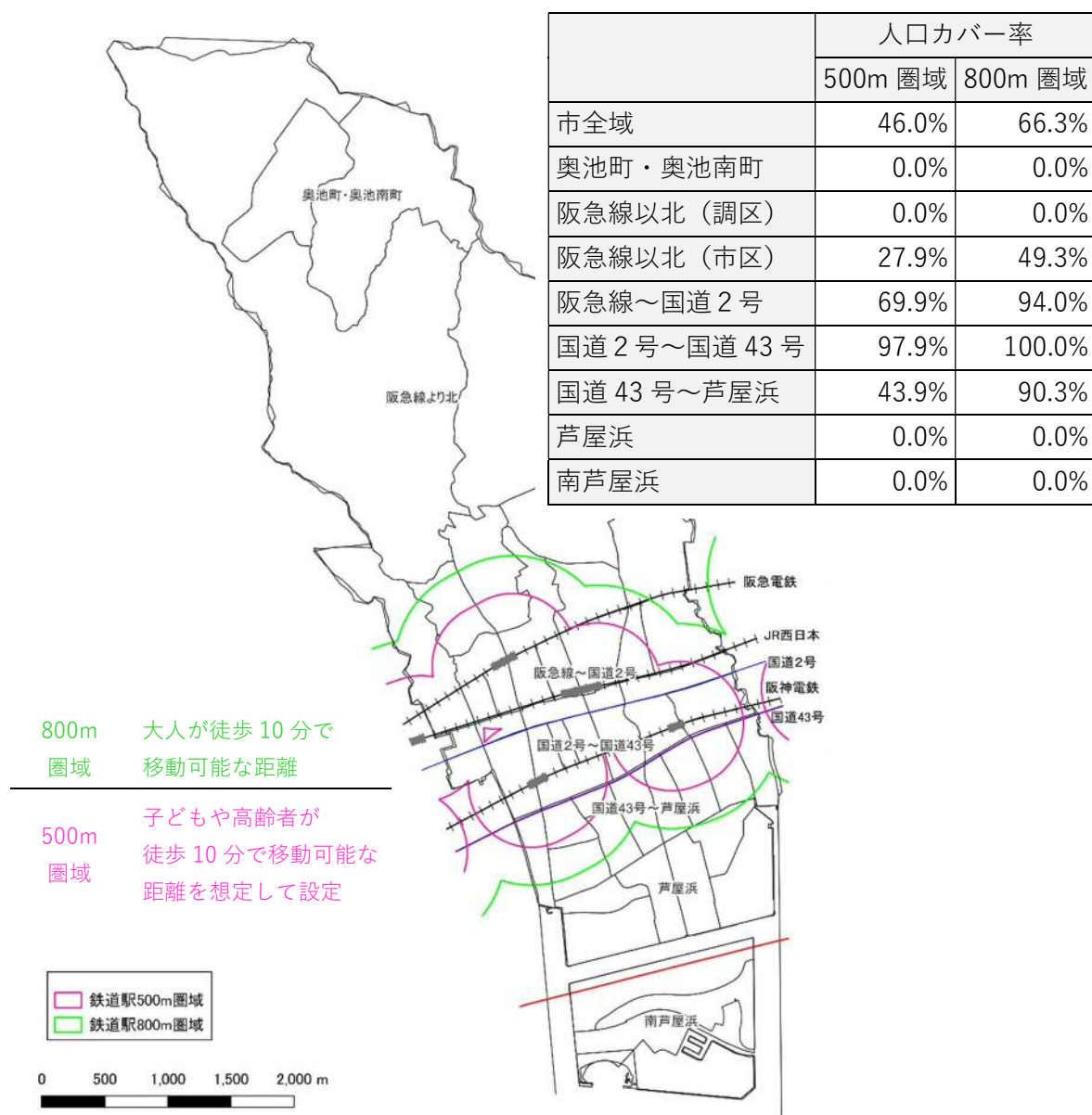
(6) 公共交通の現状

【① 鉄道】

令和4年（2022年）の市全体における鉄道駅の800m圏域（大人が徒歩10分で移動可能な距離）は、芦屋浜以北から阪急線以北の一部までをカバーしています。しかしながら、500m圏域（子どもや高齢者が徒歩10分で移動可能な距離を想定して設定）では、そのカバー範囲が狭まります。

奥池町・奥池南町、六麓荘などの阪急線以北の一部、芦屋浜、南芦屋浜は、鉄道駅800m圏域のカバー範囲外となっています。

図－鉄道人口カバー率

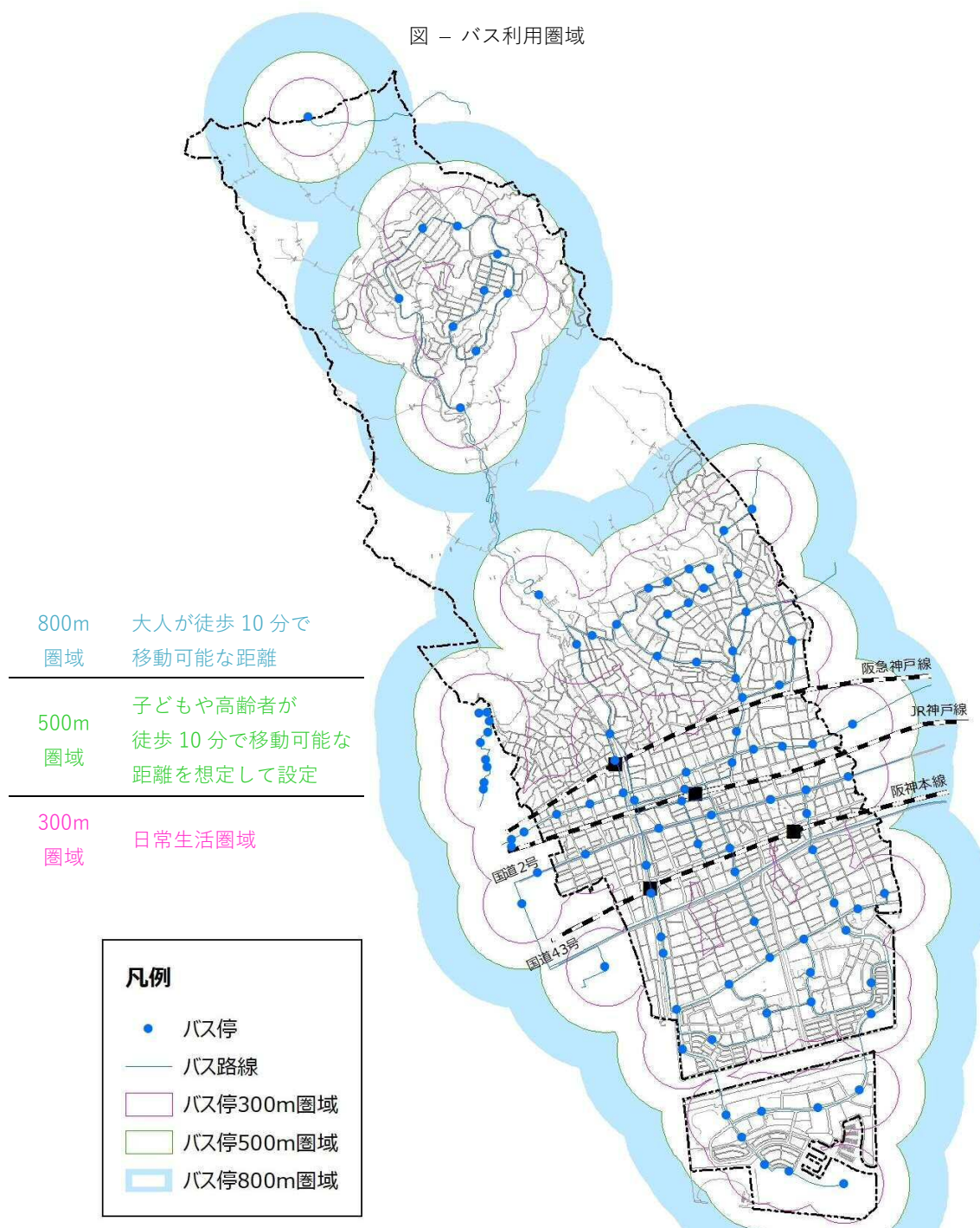


資料：国土数値情報

【② バス】

令和4年（2022年）の市全体におけるバス停300m圏域（「都市構造の評価に関するハンドブック」による日常生活圏域を想定して設定）は、ほぼすべてのエリアをカバーしていますが、一部バス停から離れカバーされていない箇所があります。

図－バス利用圏域



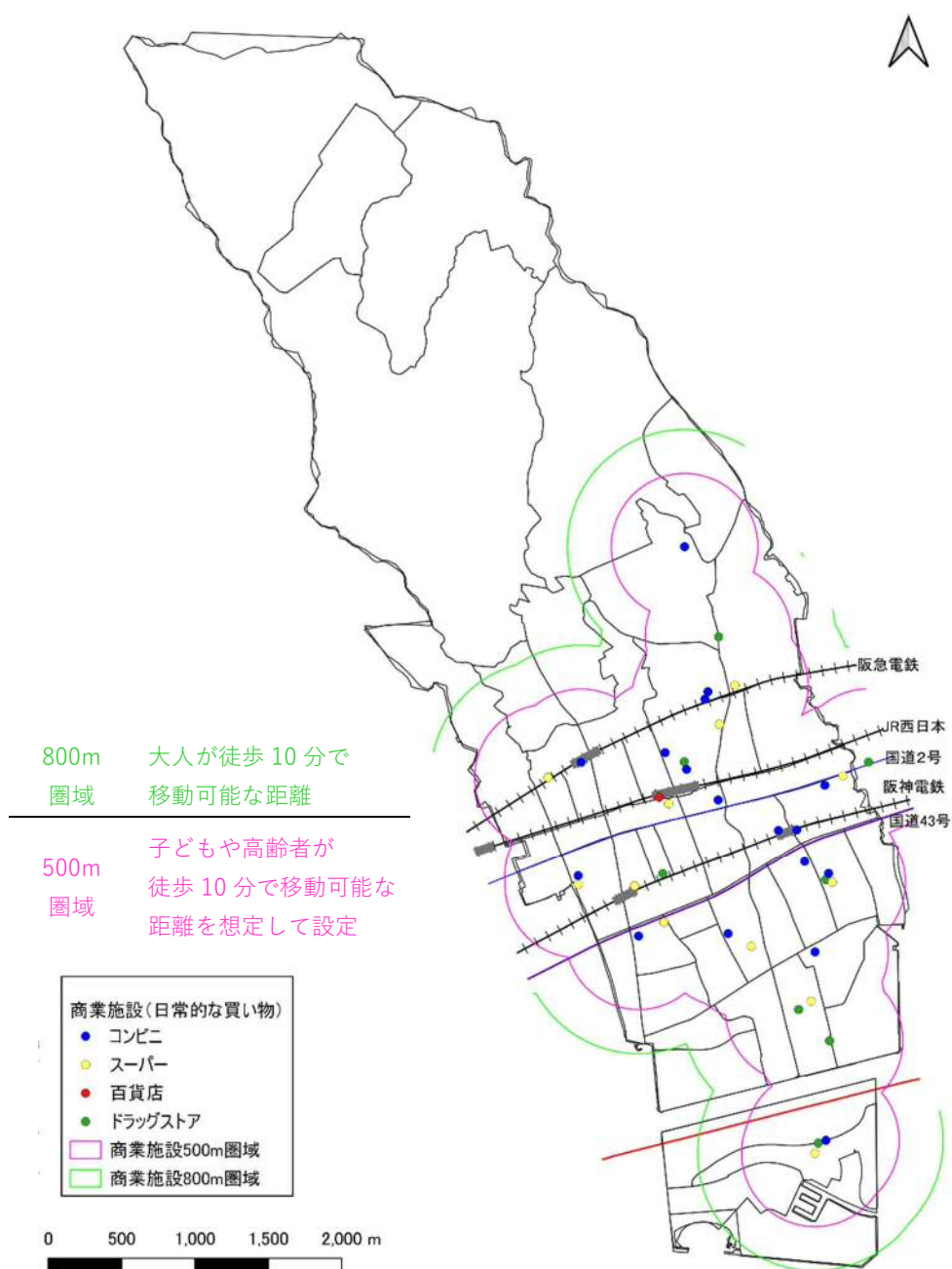
資料：国土数値情報

(7) 都市機能（生活サービス施設）の現状

【① 商業施設】

令和4年（2022年）の市全体における商業施設は、奥池を除き市内全域に点在しています。駅前等のスーパーマーケットやデパートに加え、コンビニやドラッグストアも立地しています。

図－商業施設の分布状況



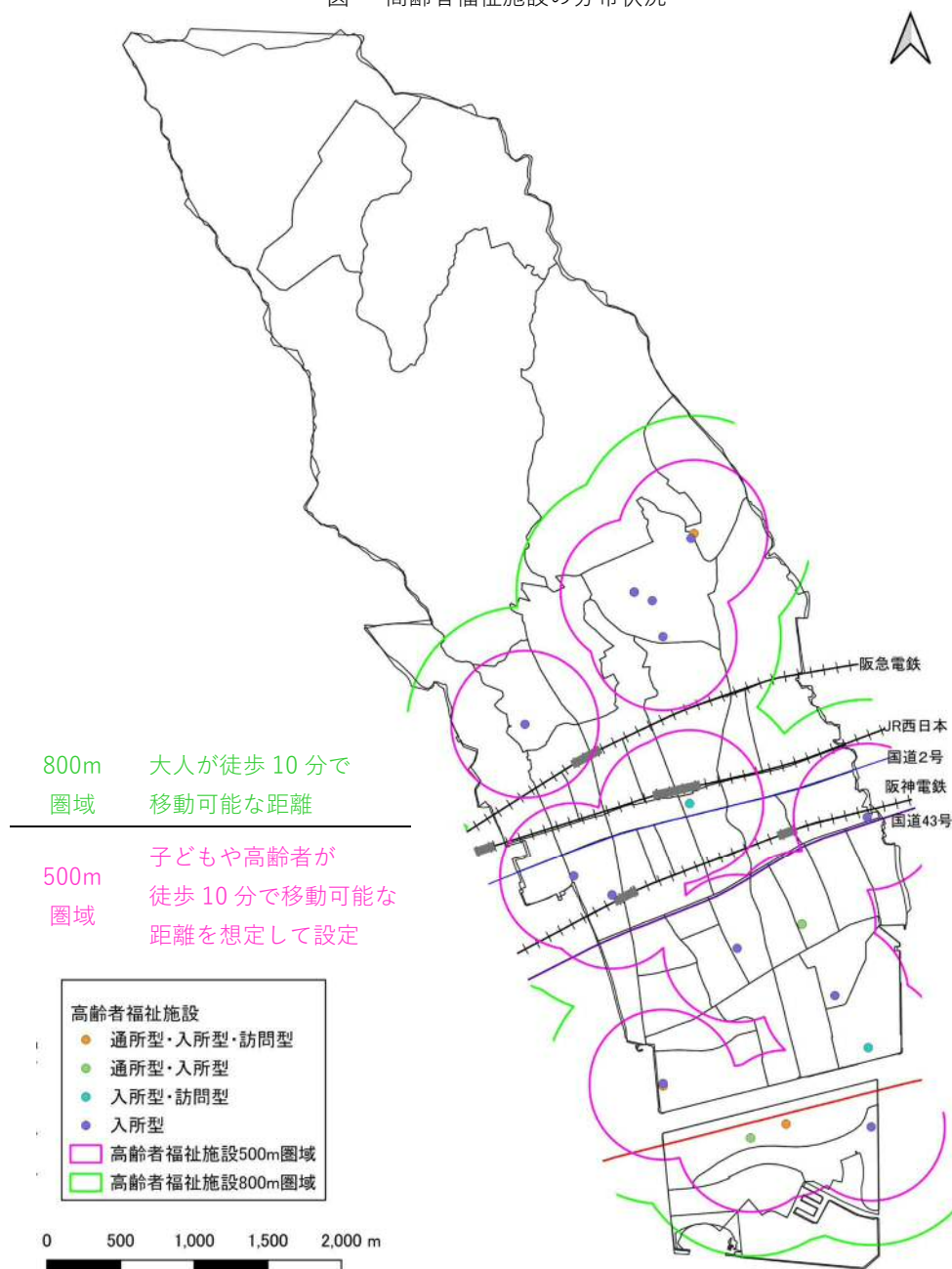
資料：iタウンページ（2022）

【② 高齢者福祉施設】

高齢者福祉施設 800m 圏域は、奥池町・奥池南町、阪急以北の一部を除き、市全体をカバーしています。しかしながら、500m 圏域では、そのカバー範囲が狭まります。

家から施設まで車による送迎がされることや施設スタッフが利用者宅を訪問すること等が想定されるため、アクセシビリティの問題はほぼないものと考えられます。

図 - 高齢者福祉施設の分布状況

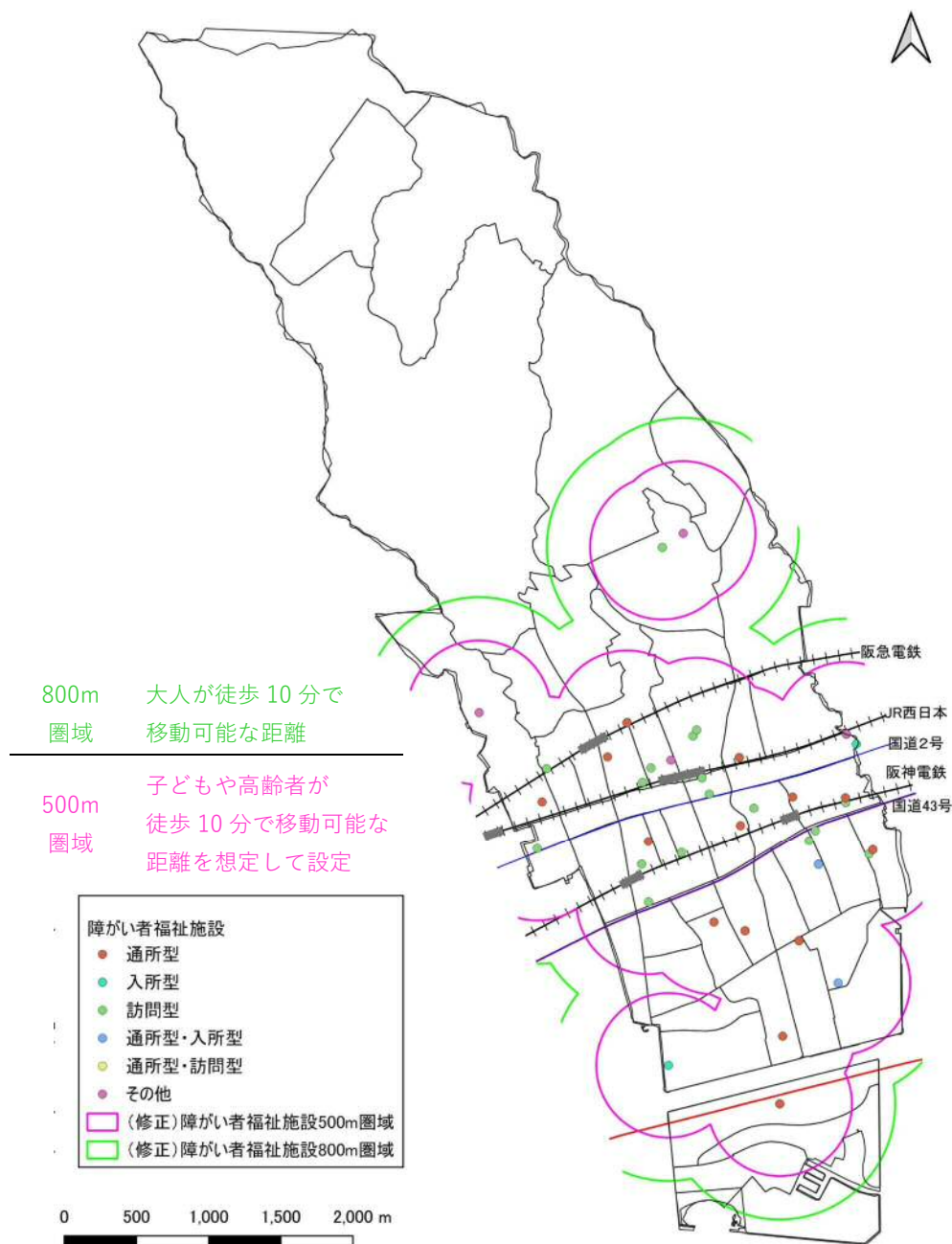


資料：国土数値情報-福祉施設（2021）

【③ 障がい者福祉施設】

児童福祉施設 800m 圏域は、奥池町・奥池南町、阪急以北の一部を除き、市全体をカバーしています。しかしながら、500m 圏域では、そのカバー範囲が狭まります。

図 - 障がい者福祉施設の分布状況



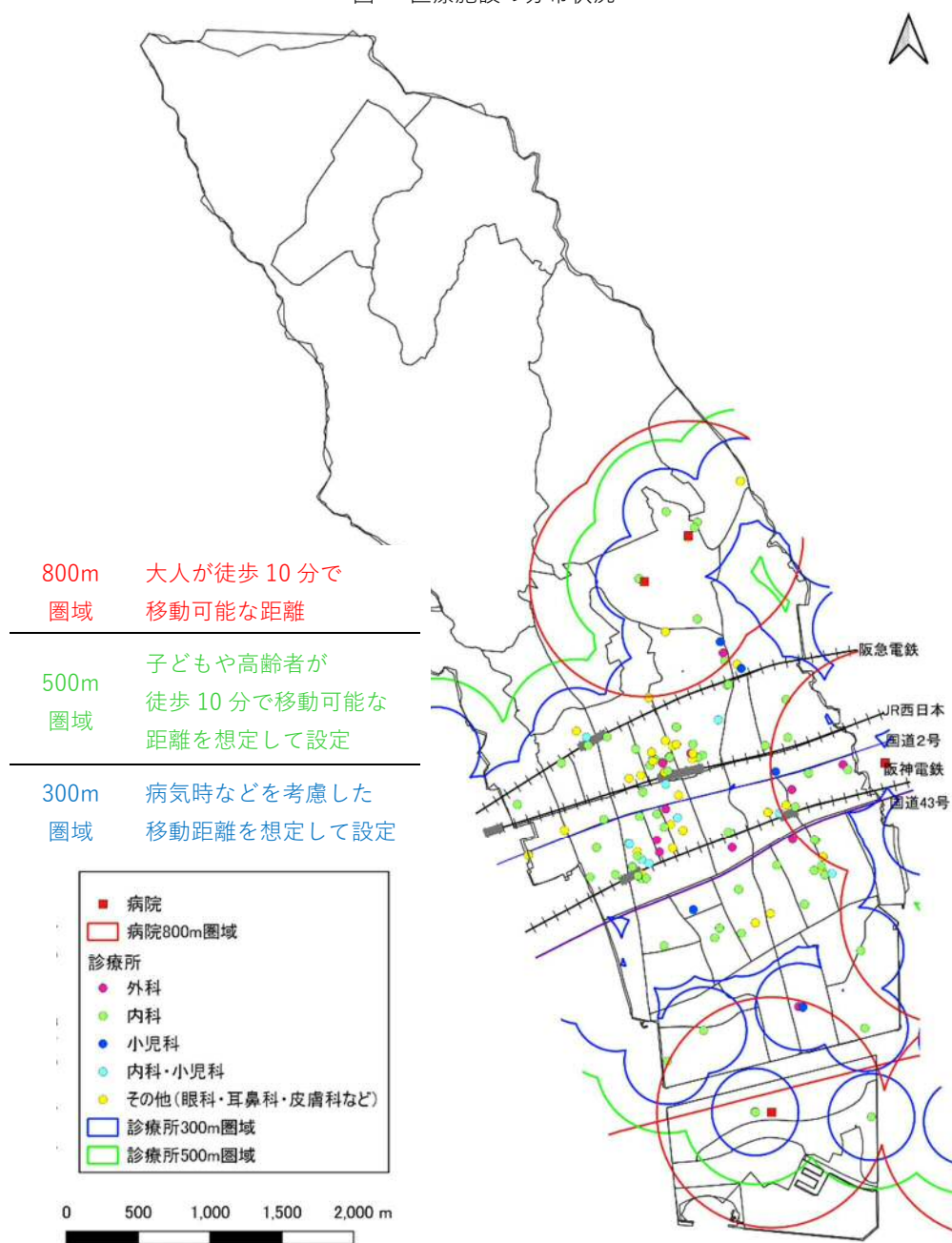
資料：国土数値情報-福祉施設（2021）

【④ 医療施設】

病院 800m 圏域は、阪急以北の一部、芦屋浜の一部、南芦屋浜をカバーしています。中心市街地には病院が立地していません。

診療所 500m 圏域は、奥池町・奥池南町、阪急以北の一部、南芦屋浜を除き、市全体をカバーしています。しかしながら、300m 圏域では、そのカバー範囲が狭まります。奥池町・奥池南町には、病院、診療所が立地していません。

図 - 医療施設の分布状況



資料：国土数値情報-医療施設（2020）

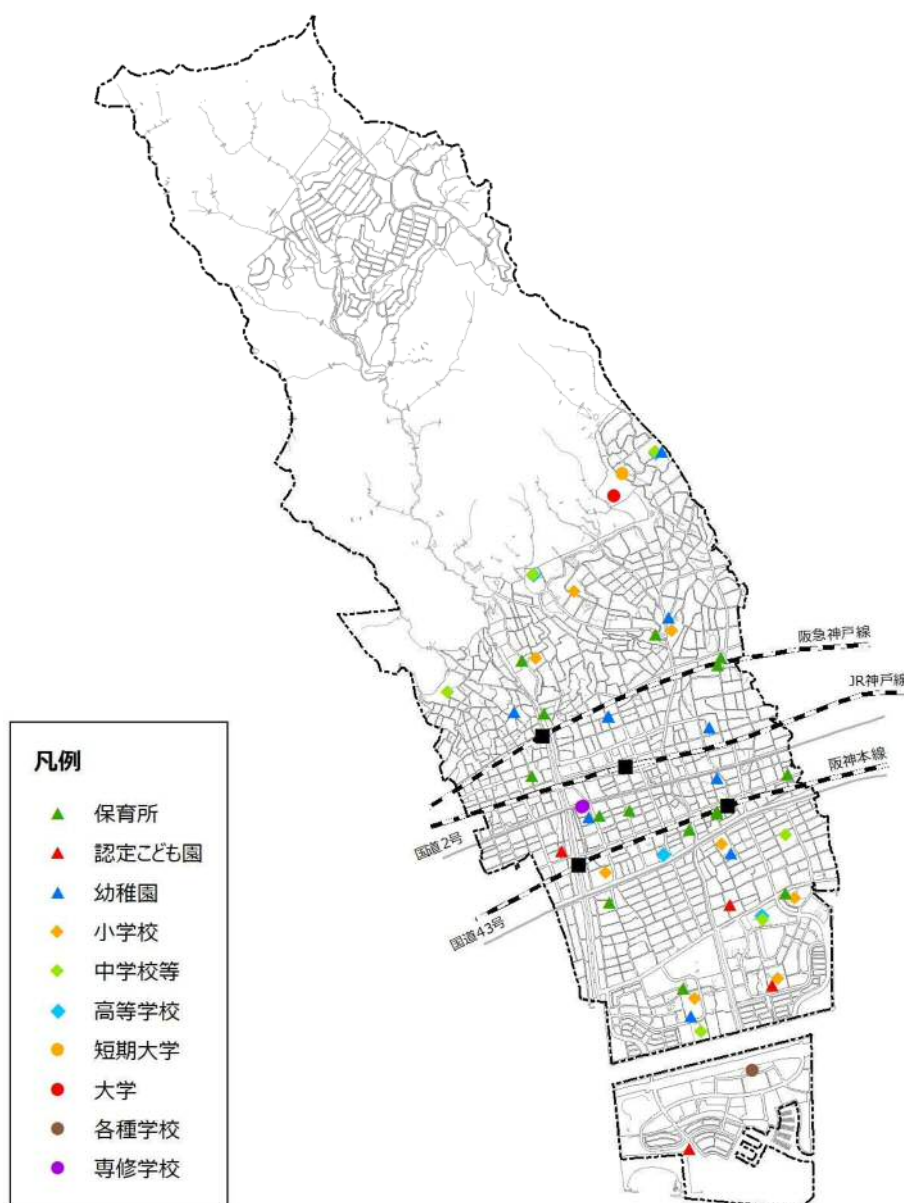
【⑤ 教育施設】

子育て支援施設 800m 圏域（大人が徒歩 10 分で移動可能な距離）は、奥池町・奥池南町、阪急以北の一部（六麓荘）を除き、市全体をカバーしています。

小学校 1 km 圏域（小学校配置に関する目安）及び中学校 1 km 圏域（中学校配置に関する目安）は、奥池町・奥池南町、阪急以北の一部（六麓荘）、南芦屋浜の一部を除き、カバーしています。

市内には、4 つの高等学校と短期大学、大学、インターナショナルスクール、専修学校が各 1 校が立地しています。

図 - 教育施設の分布状況



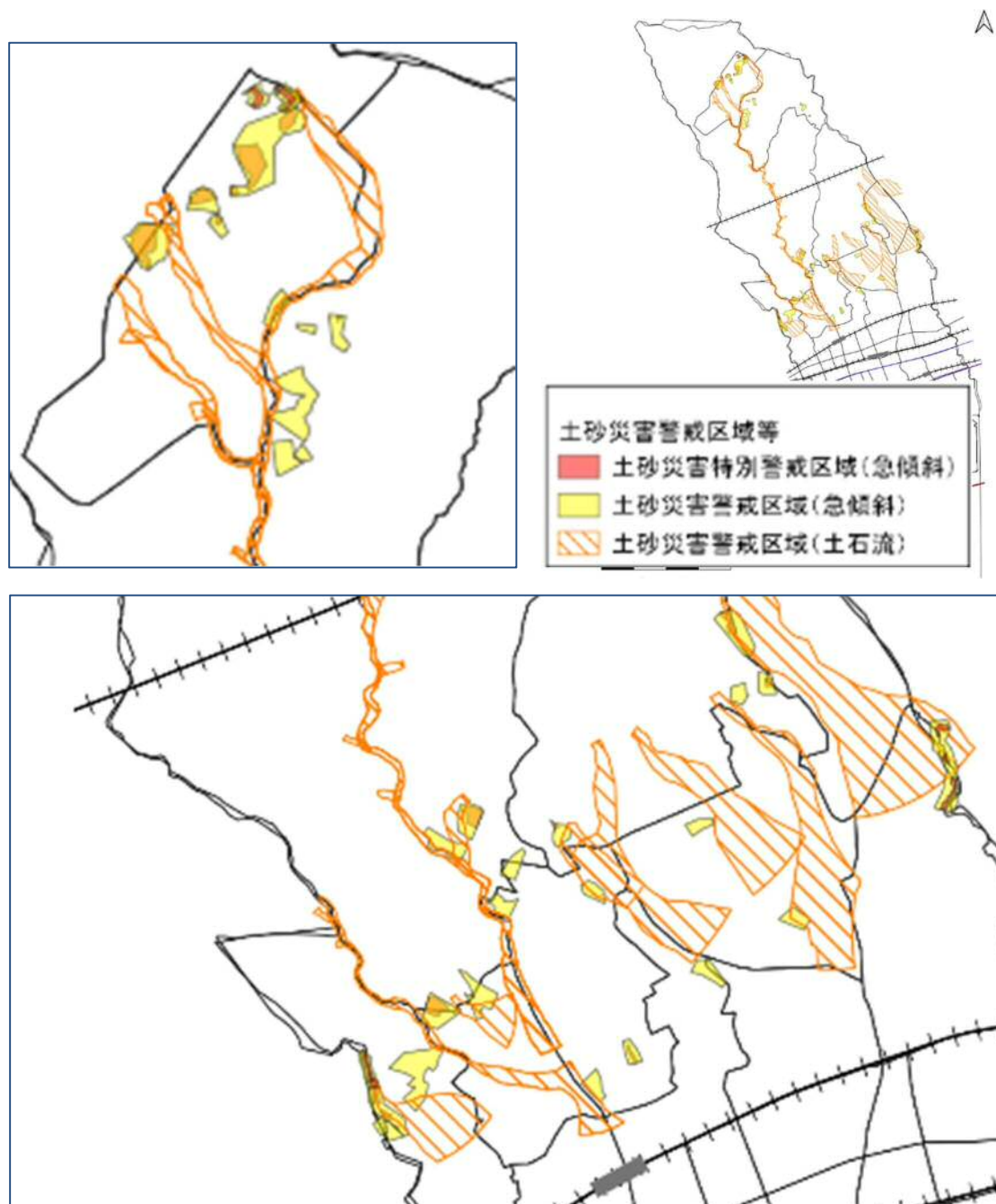
資料：国土数値情報-学校（2021）、福祉施設（2021）

(8) 災害リスク（防災）の現状

【① 土砂災害】

阪急以北、奥池町・奥池南町の一部に土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所も存在しています。

図 - 土砂災害警戒区域の指定状況



資料：兵庫県オープンデータ

【② 風水害】

1) 洪水浸水想定

JR 芦屋駅周辺などの市中心部においても、1.0m～3.0m の浸水が想定されています。3.0m 以上の浸水が想定される区域はありませんが、芦屋川、宮川沿いは、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。

2) 高潮浸水想定

防潮堤が破堤した場合には、国道 43 号～芦屋浜以北の一部が 3.0m 以上の浸水すると想定されています。

図 - 洪水浸水想定区域

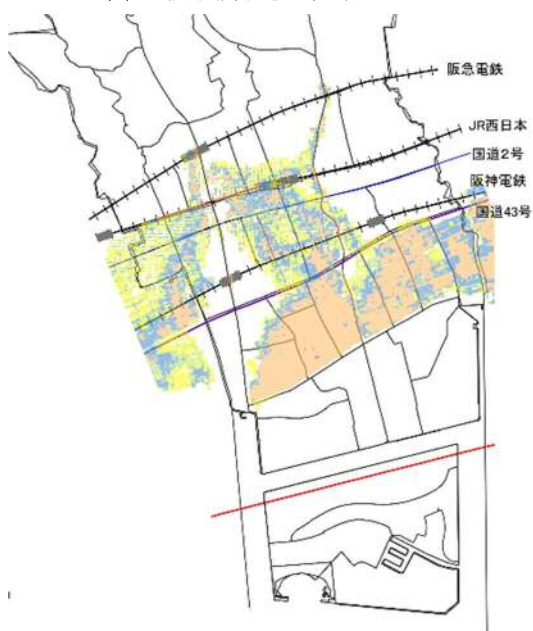


図 - 高潮浸水想定区域



洪水浸水想定区域 想定最大降雨(m)

黄色	- 0.3
緑	0.3 - 0.5
青	0.5 - 1.0
オレンジ	1.0 - 3.0
ピンク	3.0 - 5.0
赤	5.0 - 10.0
紫	10.0 - 20.0

高潮浸水想定区域 破堤あり(m)

黄色	- 0.3
緑	0.3 - 0.5
青	0.5 - 1.0
オレンジ	1.0 - 3.0
ピンク	3.0 - 5.0
赤	5.0 -

資料：兵庫県オープンデータ

2. 都市構造上の課題

芦屋らしい住環境と持続可能な都市づくりを実現するために、次に示す7つの視点において解決すべき都市構造上の課題をとりまとめました。

図 - 市域図



(1) 拠点・都市機能・居住機能

変遷 ・現状	経済発展、人口増加により、駅周辺、幹線道路沿いを中心に生活機能が集積した利便性の高いまちが築かれてきた。 住宅地においては、住宅専用の土地利用規制や、閑静な住環境を維持・保全するため一部の地域では店舗や飲食店等の立地を規制しており芦屋らしい住宅都市の形成に寄与している。
-----------	---

暮らし方の変化、多様化に伴い、それぞれの暮らし方に応じた、住みやすい・暮らしやすい都市機能、生活サービス機能の配置とすることが課題である。

多くの人が通勤、通学等で鉄道を使い市外に出ており、駅周辺を中心に生活に必要な都市機能や生活サービス機能が立地していることで、生活利便性が向上し住みやすさにつながる。また、就業・通学地、勤務・通学形態や年代による暮らし方が変化、多様化している中で、近隣で日常の生活を完結できるように、駅周辺や幹線道路沿いだけでなく、居住地の徒歩圏内に生活サービス機能が立地していることが住みやすさにつながる。

芦屋らしい住宅都市を形成している土地利用の考え方を継承しながらも、変化、多様化した暮らし方に応じたニーズに適応していくために、土地利用の見直しを視野に入れ、各機能を適正に配置、誘導を進めることが課題である。

(2) 公共施設

変遷 ・現状	経済発展や人口増加に伴い、多くの公共施設やインフラ施設が整備され、分野ごとに策定した個別計画等に基づき改修・維持管理されてきた。
-----------	--

すでに人口減少傾向にあり今後もさらに人口減少が進むと予測されていることから、現在まで整備されてきた公共施設の規模や配置をそのまま維持していくことは将来にわたり財政負担となる。人口に応じた、また、利用ニーズに見合った施設の質や規模・配置とするとともに、それが過剰な費用負担とならないよう持続可能な施設規模・配置とすることが課題である。

策定済の「公共施設の最適化構想」で述べられているように、各施設の更新時期、規模、場所、用途、利用実態等を勘案し、組織的な取組みの中で、施設の統廃合等を進めることが必要であり、また、機能の集約、官民連携での取組み等もあわせて進めることが必要である。

(3) 居住環境

変遷 ・現状	北側の山地部から南側の臨海部まで南北に形成され、六甲山を頂点として高低差のある地形構造となっており、その地域により異なる特色を生かして、過去から地域ごとに良好な住環境が継承されてきた。
-----------	--

本市は地域ごとに異なる特性を有した魅力的な住宅都市として発展してきた。その地域の良さを好んで住む人が住みやすいように、また、住みたい人に選ばれるよう、地域ごとの特色を生かし、市街地における居住環境の課題を3地域に分けて整理する。

【山手地域】

低層や中低層の住宅を基本とした良好で閑静な住宅地が形成され、高質な都市空間となっている。南北方向には幹線道路が整備され、公共交通での移動は路線バスが担っており、概ね移動手段が網羅されているが、一部の地域で公共交通から離れている地域がある。高低差のある地形特性から歩行での移動が少ない傾向にあり、まちの形成が新しい浜手の地域に比べると細街路の道路幅員、歩行者空間が比較的狭い傾向がある。生活に必要な商業施設等は、阪急芦屋川周辺や幹線道路（宮川線）沿いに集積している。山手地域の中でも北部に位置する住宅地は公共施設を含めた都市機能や居住に必要な施設から離れている。駅周辺へのアクセス性や道路空間について課題がある。

【中央地域】

J R、阪神、阪急の各鉄道駅が位置している。J R 芦屋駅を中心に中心市街地が形成され、各鉄道駅の周辺に都市機能や居住に必要な施設が集積している。主に住宅を基本とした山手地域と比べ、住宅地の中に店舗等の居住に必要な施設が立地しており徒歩等でのアクセス性が比較的良好な地域である。一方で、都市機能の集積や緑の少なさによる居住環境への影響を解消することが地域の課題である。

【浜手地域】

大部分においては、造成により住宅地、商業地、公園などが計画的に整備・配置された都市空間が形成されている。都市機能や居住に必要な施設は、中央地域と比較すると立地が少ないものの、計画的に配置されている。幹線道路が計画的に整備されており、中心市街地や各鉄道駅から離れた場所からの移動は、自家用自動車や主要な公共交通機関である路線バスでの移動が主な移動手段となっており、駅周辺へのアクセス性、地域内での移動のしやすさを向上させることが課題である。また、計画的に整備されたニュータウンにおいては、計画人口に基づく都市施設が整備され、居住する世代が画一的な傾向がある。そのことから、年数の経過による高齢化や都市施設の適正配置に課題がある。

(4) 自然景観・まちなみの形成

変遷 ・現状	美しい川と海、緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然を背景に、南へ緩やかに傾斜した明るく開放的なまちを形づくっており、長い時間のなかで少しずつ姿を変えながらも、現在に至るまで継承されている。この六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境を保全し、緑豊かで高質な都市空間づくりを推進してきた。
-----------	--

社会経済の変化や暮らし方の多様化が進み、利便性の優先や安全や防災への意識の高まりによる設計基準の見直し等により、経済合理性に基づく開発行為が多くなった。そのことで、画一的なデザインの住宅が増加したり、周辺の景観になじむ自然石の石積みなど従来より芦屋らしいとされていた景観が継承されにくいなどの実態がある。その中で今まで大切に守り、育ててきた緑豊かで美しい芦屋の景観資源を継承しながらも、「芦屋らしさ」を確立していくことが課題である。

街路空間においては、その空間を形成する道路の舗装や柵などの意匠や色彩への配慮、無電柱化の実施、街路樹の適正な維持管理により、芦屋らしい高質な住環境づくりを推進しており、今後もこの高質な住宅都市として持続的に発展していくことが求められる。インフラ、公園樹や街路樹等について、効果的な質・規模と有効な配置とするとともに、それが過剰な費用負担とならないよう整備、維持管理等を実施していくことが課題である。

(5) 交通

変遷・現状	大阪と神戸とのほぼ中央に位置し、東は西宮市、西は神戸市に隣接しており、鉄道や国道2号、43号などの広域幹線道路、鉄道3社が東西方向の都市間移動を担い、大阪や神戸という大都市への移動において交通利便性の高いまちである。市内移動においては、主に南北方向には中央線や芦屋川左岸線などの幹線道路が整備され拠点間の交通機能を担っている。また、公共交通については路線バスが市域の広範囲で運行されており、市内の公共交通や道路網の整備は概ね網羅されているが、山手地域の一部等で既存の公共交通網から離れている地域（公共交通空白地）がある。
-------	--

南北に細長い地形特性により、駅周辺から離れた居住地は移動する距離が長く、多くの市民が日常的に駅周辺への移動をしていることから、移動にかかる負担を軽減することが課題である。

移動の負担の軽減に向けて、駅周辺等の駐輪場の確保や、バスの待合環境、タクシーや送迎車両の乗降場所の整備などにより、地点間を結ぶ交通手段の切替えをスムーズにすることが課題である。

道路空間の再配分等による歩行者空間の創出や、移動しやすさの向上に向けたモビリティに関する技術革新等により、にぎわいを創出し、各交通手段の移動しやすい空間整備をすることで、スムーズで快適な移動を促進することが課題である。

全国的な路線バス事業者の事業環境の悪化の現状があり、既存の公共交通網を将来的に維持していくための交通のあり方の検討や、既存の公共交通等を補強・補完する施策により、効率的な公共交通ネットワークを形成することが課題である。

(6) 財政

変遷・現状	歳入については、歳入総額に占める市税収入（市民税や固定資産税の税収等）の割合が高い特徴があり、今後人口減少が見込まれるなかでは、市税収入額の減少への影響が懸念される。歳出においては義務的経費である扶助費が年々増加しており、今後も増加が見込まれ、投資的経費への配分を増加することは難しい状況である。
-------	--

市の今後の財政状況については、人口減少及び高齢化への対応や老朽化した公共施設やインフラ施設の更新等に要する投資を見据え、安定的な財政運営を図る必要がある。

(7) 災害リスク

変遷・現状	北部地域、山手地域の一部において土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されている。また、河川沿岸や海岸部周辺を中心に広く洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域が指定されており、さらにそのエリアでは南海トラフ巨大地震時の津波による浸水も想定されているところがある。そのため、土砂災害に対しては急傾斜地崩壊対策工事が進められており、高潮対策としては宮川及び南芦屋浜地区の護岸かさ上げなどの対策工事が行われている。また、避難所等の充足や防災情報マップ等における情報発信なども行っており、ハード面とソフト面の両面の対策が進められている。 地震に対するハード面の対策として、建物・インフラ施設の耐震化が進められており、耐震化率は高い値で推移している。市では簡易耐震診断員の派遣や耐震改修費の補助などの耐震診断や耐震改修への支援が行っている。
-------	--

山・川・海を持つことから、土砂災害、洪水、高潮、内水、津波というすべてのハザードを有しており、自然災害が起こる可能性が身近に潜んでいる。災害リスクの周知・広報等の対策や建築物の安全性確保等のハード面の対策など、生活をするうえで安全に住み続けられる環境の整備が課題である。また、地盤条件やまちの姿等が地域により異なり、被害発生の仕方も異なることから、地区の特性に応じた防災対策が必要となる。

今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊などの被害を減少させる減災の取組みとして、さらなる耐震化の推進に向けて耐震改修費の補助など耐震改修を促進するための支援策を継続するとともに、耐震化の取組を促す普及啓発を進める必要がある。

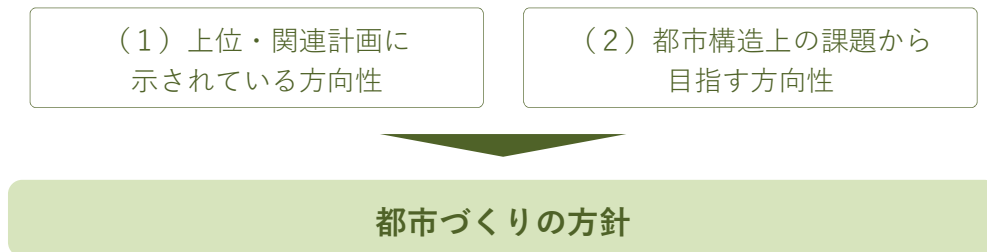
第2章 都市づくりの方針

本章では、「第1章 都市構造上の現状と課題」を踏まえ、「上位・関連計画に示されている方向性」と「都市構造上の課題から目指す方向性」から、持続的に発展していくための都市づくりに向けての「都市づくりの方針」を示します。

1. 都市づくりの方針の考え方

本ビジョンの都市づくりの方針は、「上位・関連計画に示されている方向性」と「都市構造上の課題から目指す方向性」から設定します。

図－都市づくり方針設定の考え方



(1) 上位・関連計画に示されている方向性

都市づくりの方針は、この方針に基づき都市機能を位置付け、誘導していくものであり、これらの関連する施策と本ビジョンが一体となって都市構造上の課題と都市づくりの方針を設定、共有する必要があるため、都市づくりの方針の検討においては、第5次芦屋市総合計画、芦屋市都市計画マスタープランと整合を図るだけでなく、個別計画等の関連計画の方向性と整合を図ります。

(2) 都市構造上の課題から目指す方向性

都市づくりの方針とは、効果的な施策を実施する「戦略」の基本方針とも言えるものであり、誰を対象に、何を実現するのかというレベルまで、対象と目的を明確化するように検討することが重要です。取りまとめた都市構造上の課題分析から、都市づくりの対象と目的を明確にします。

2. 都市づくりの方針

(1) 上位・関連計画に示されている方向性と関係性の高い箇所

上位・関連計画に示されている方向性と関係性の高い箇所を以下に示します。

上位計画	示されている方向性
第5次 芦屋市総合計画 ・第2期 創生総合戦略	▶<u>目指す将来像</u> 人とのつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市 ▶<u>まちづくりの基本方針</u> 未来の創造～持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン ▶<u>基本方針を構成する3つの視点</u> ・人のつながり ～時代に適い、多様に紡がれるネットワーク～ ・暮らしやすさ ～地域に包まれる安らぎを感じる暮らし～ 本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、<u>安全・安心に暮らせるまちづくり</u>が求められています。 また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で<u>地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応</u>していく必要があります。 子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン 2 も取り入れた包摂的なまちを目指して、<u>あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくり</u>を進めます。 ・資源 ～地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融～
関連計画	示されている方向性
芦屋市 総合交通戦略	▶<u>将来像（基本理念）</u> <u>良好な住宅都市としての魅力を高める 安全・安心で快適に移動できるまちづくり</u> だれもが安全・安心で快適に移動でき、まちの魅力を感じながら散策し、楽しむことができるなど、日々の活動を支えるとともに、環境や景観に配慮した快適な住環境のまちをめざし、市民・交通事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働してまちづくりを進めます。

関連計画	示されている方向性
公共施設等 総合管理計画	▶<u>理念</u> 今ある施設を、資源として、時代やニーズの変化に対応したサービスを継続的に提供しながら将来に引き継ぐ ▶<u>目的</u> 本市の公共施設の情報を市民と共有し、人口減少や限られた財源の中で、維持管理費の縮減や長寿命化による運営の効率化、市民ニーズや社会情勢に対応した施設の適正化を行い、より施設の価値を高める視点で取り組みながら、市民が将来にわたって安心して利用できる公共施設等を持続的に提供することを目的とします。
公共施設の 最適化構想	▶<u>現状の課題</u> より実効性を伴った個別施設計画を策定するためには、各施設の更新時期、規模、場所、用途、利用実態等を勘案し、組織横断的な取組の中で、施設の統廃合等を進める戦略的な考え方が必要となります。また、単に統廃合等を進めるのではなく、実行した場合の効果額等をしっかりと見極めた上で、検討をする必要があります。 ▶<u>最適化構想の策定方針</u> 施設カルテ等により、今後 20 年間に更新予定の施設を抽出し、更新時期、規模、場所、用途、利用実態等から統廃合等の再配置を検討する目安を「プロジェクト」として規定するものとします。
住生活基本計画 (令和 7 年策定予定)	▶<u>基本理念</u> 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承する ▶<u>基本目標</u> ・ 芦屋らしくゆとりのある上質な住まいづくり ・ 快適かつ豊かで魅力的な住環境づくり ・ こどもから高齢者まで安全で安心な暮らしづくり
芦屋市 景観形成基本計画	▶<u>目指すべき都市景観目標</u> ・ これまでの美しい芦屋の景観をまもる ・ これからの美しい芦屋の景観をつくる ・ これからの美しい芦屋の景観を育てる
緑の基本計画	▶<u>計画の方向性</u> ・ 緑の質の向上 ・ 協働の取組 ・ 緑の効果に着目した施策の展開 ▶<u>緑の将来像</u> 緑の質を高めて幸せを育むまち

(2) 都市構造上の課題から目指す方向性

「第1章 都市構造上の現状と課題」で取りまとめた都市構造上の課題を踏まえ、各視点をもとに目指す方向性を以下のとおり整理します。

▶ 拠点・都市機能・居住誘導

- ・変化、多様化する暮らし方に応じた、誰もが暮らしやすい都市機能の適切な配置と誘導

▶ 公共施設

- ・人口減少が進むと予測されるなか利用ニーズに応じた持続可能な施設の質や規模・配置

▶ 居住環境

- ・異なる特色をもったそれぞれの地域で、その地域の良さを好んで住みたいと思われる暮らしやすい環境づくり

▶ 自然景観・まちなみの形成

- ・芦屋らしい緑豊かな自然環境と調和した高質な住宅都市としての住環境の保全と発展

▶ 交通

- ・各地域内の移動や都市拠点への移動における移動手段の切替えがスムーズで快適に移動できる持続的な移動環境づくり

▶ 財政

- ・人口減少や高齢化に対応し、公共施設・インフラ施設の効率的な維持に向けた、安定的な財政運営に資する都市づくり

▶ 災害

- ・ハード面とソフト面の両面からの防災・減災対策を推進する災害に強い都市づくり

(3) 都市づくりの方針

「(1) 上位・関連計画に示されている方向性」及び「(2) 都市構造上の課題と目指す方向性」から以下のとおり、都市づくりの方針を設定します。

都市づくりの方針

緑豊かな自然環境と調和した高質で快適な住環境により
住宅都市としての魅力を高める誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくり

令和7年度の都市計画マスタープランの見直し時には、現在の芦屋市都市計画マスタープランのまちづくりの理念に、上記の「都市づくりの方針」の考え方を加え、新たな都市計画マスタープランの方針とする予定としています。

◆ まちづくりの理念

び かい ゆう
美, 快, 悠のまち 芦屋

緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にもやさしく、
文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します

◆ まちづくりの3つの方向性

美

六甲山系の山々や芦屋川、大阪湾などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を活かすとともに、市民との協働による緑を活かした美しい都市づくりを目指します。

河川や海岸、公園・緑地、緑豊かな街路、公共施設や民有地の緑などを繋ぐことにより、まち全体の景観や防災機能を高め、快適で安全安心な生活空間を創造します。

快

市民の多様な価値観やライフスタイルを尊重し、いつまでも住み続けられるために、都市機能や生活機能の維持・充実、ユニバーサルデザインの視点に立った快適で人にやさしい都市づくりを目指します。

自然環境の保全、環境負荷の低減など、環境にやさしい都市の形成を目指します。

悠

これまで培われてきた本市独自の歴史や文化を継承するとともに、時代の潮流や新たな価値観により、新しい文化が創出されるまちづくりを目指します。

恵まれた自然環境や歴史、文化などの地域資源を活かして、さらなる地域コミュニティの活性化を図ります。

市民と行政の協働の下、成熟都市にふさわしいまちづくりを目指します。

◆ まちづくりの目標

まちづくりの理念及びその方向性である「美」「快」「悠」を実現するため、次の5つの目標を定め、関連分野が連携して総合的に取り組んでいきます。

社会変化に対応した快適な都市空間づくり

快

本市は、駅周辺や生活機能が集積する地区を中心に、利便性の高いまちが形成されており、今後も引き続き、都市機能や市民生活の拠点としての機能の維持・充実を図ります。

また、それらの地区をネットワークで繋ぎ、移動の円滑化やアクセス性の向上を図ることで、快適な都市空間づくりを推進します。

スマート社会に対応するための新技術導入の検討やユニバーサルデザイン等の視点から、分かりやすく、使いやすい、人にやさしい都市空間づくりを推進します。

安心して住み続けられる良好な住環境づくり

美 快

今後も良好な住環境に配慮した適正な土地利用を図るとともに、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を図ります。

安心して生活できるよう、住環境の保全、都市基盤の整備や維持管理、ソフト対策の推進により防災機能を向上し、あらゆる自然災害に対応できる都市づくりを推進します。

また、様々なライフステージに対応するため、良質な住まい環境づくりを進めます。

環境にやさしく潤いのある都市づくり

美 快 悠

豊かな自然環境やこれまで育まれてきた芦屋のまちの花と緑を保全するとともに、河川等の身近な自然空間の活用、公園・緑地の適切な維持管理、まちなかの緑化等により、人が自然に親しみを感じられる、潤いのある都市づくりを目指します。

「芦屋庭園都市」の実現に向け、自然環境と調和し、快適な都市環境が形成されるような花と緑豊かな都市づくりを市民との協働で進めます。

地球温暖化対策や公害の抑制など、環境にやさしい都市づくりを推進します。

個性と魅力ある高質な都市空間づくり

美 悠

六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境と、本市の景観の特徴でもある歴史的資源を背景とした良好な住宅地景観を保全することにより、芦屋らしい美しい景観の形成を目指します。

市民との協働による良好な街並みの創出により、芦屋のイメージである文化の香りや風格を感じさせる市街地景観の形成を目指すとともに、成熟した質の高い空間を活かした、活力ある都市づくりを推進します。

公園・緑地、河川、緑豊かな街路樹、歴史・文化的資源、統一性のある街並み、にぎわいのある商業施設等を有機的に繋げることで、まちの魅力を楽しみながら回遊できる都市空間づくりを推進します。

人とのつながりや交流を育むまちづくり

快 悠

まちづくりに関する情報発信や市民参画の機会の創出により、市民の自主的な取組を促進し、市民生活の基礎となる地域コミュニティの活性化を図ります。

新しい生活様式に対応しつつ、市民同士のふれあいや交流の機会を増やすとともに、市民がまちづくりに参画することで、美しい景観の形成、花と緑によるまちの彩り、災害時の助け合いなどの取組を進め、安心して住み続けられる住みよいまちづくりを進めます。

第3章 目指すべき都市の骨格構造・誘導区域・施設

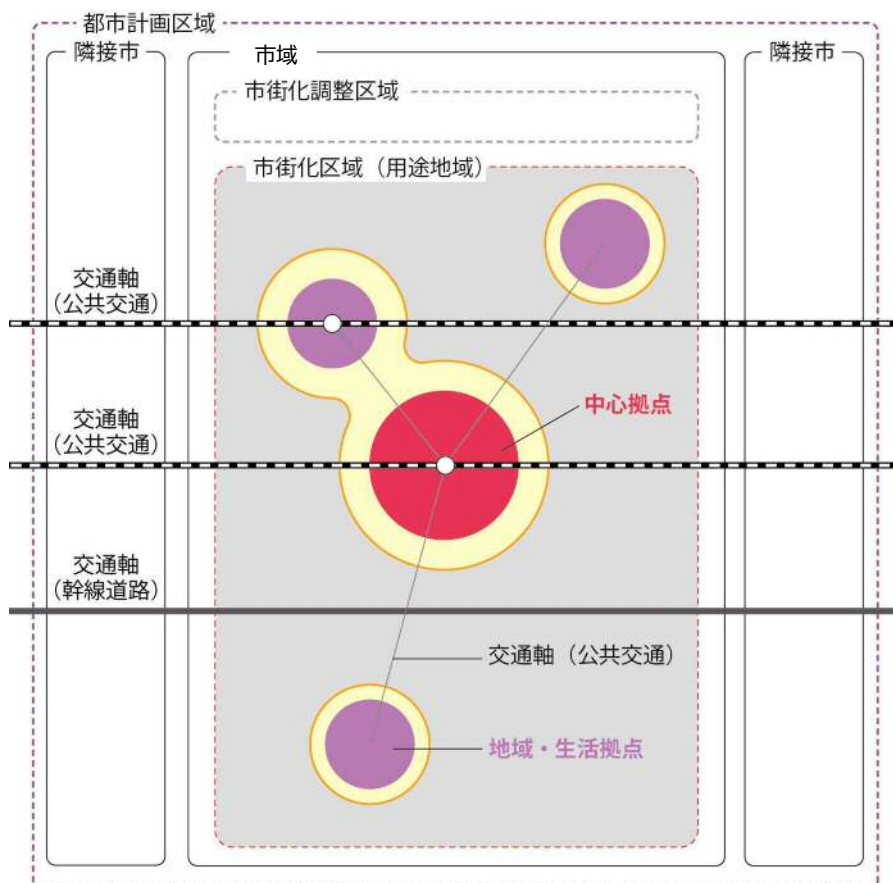
本章では、「第2章 都市づくりの方針」の実現に向け、立地適正化計画を見据えた「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」を策定を行います。ここでは、「目指すべき都市の骨格構造」を明らかにするための考え方を示すとともに、居住や都市機能を誘導する区域と誘導すべき施設（都市機能）の設定の考え方を示します。

1. 目指すべき都市の骨格構造の考え方

(1) 基本的な考え方

- 都市づくりの方針に基づき、将来の都市の骨格となる主要な拠点や交通軸を抽出し、都市構造上の課題解決の実現に向けた配置の考え方を概念的に示した都市の骨格構造を設定します。
- 都市の骨格構造の設定については、人口が減少傾向であることを念頭に、生活サービス施設が適正に維持、配置されることや、各地域の特性や役割を踏まえて検討します。
- 「芦屋市都市計画マスタープラン」の都市構造や「芦屋市総合交通戦略」の将来交通ネットワーク等の方向性と整合する構造を検討します。

図－目指すべき都市の骨格構造の概念図



(2) 拠点設定の考え方

目指すべき都市の骨格構造の構成要素である「拠点」の設定の基本的な考え方を以下のとおり整理します。

表 - 拠点設定の考え方

拠点類型	地区の特性	設定する場所の考え方
中心拠点	市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に行政中枢機能、商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点	・特に人口が集積する地区 ・商業機能等の都市機能が集積する地区 ・サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的な公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区 ・各種の都市基盤が整備された地区
地域／生活拠点	地域の中心として、食品スーパー、飲食店、物販店舗など、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点	・小売機能等の日常的な生活サービス施設等が一定程度集積する地区 ・徒歩、自転車、その他交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区

(3) 交通軸の設定の考え方

中心拠点を中心に地域／生活拠点等を結び、円滑な移動を支える交通軸の設定の基本的な考え方を以下のとおり整理します。

表 - 交通軸の設定の考え方

交通軸	交通軸の特性と設定の考え方
	・ 中心拠点を中心に地域／生活拠点等を結ぶ公共交通路線、幹線道路 ・ 都市間を結ぶ公共交通路線、幹線道路 ・ 将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通路線 ・ 一定の規模以上の幹線道路

2. 誘導区域・施設の考え方

居住や都市機能を誘導する区域と誘導すべき施設（都市機能）の設定の考え方を示します。

（1）居住誘導区域の検討のポイント

1）基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。以下の観点等から具体的な区域を検討します。

- ◆ 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- ◆ 区域内の人口密度の維持または低下の抑制による都市機能の持続性
- ◆ 対象区域における災害リスク

2）区域設定のイメージ

居住誘導区域は都市機能誘導区域と一体となって、都市づくりの方針に基づき、持続可能な居住環境の確保と住宅都市の魅力づくりを図るものであり、以下に示す視点によって検討します。

① 居住誘導区域の指定範囲（＝市街化区域）

- ・ 立地適正化制度に準拠し、市街化区域内において設定することを検討します。
 - ※ 市街化区域に含まれない市街化調整区域内の住宅地については、区域の考え方を別に定めることを検討します。
- ・ 一定以上の人口密度が維持できる区域において設定することを検討します。

② 災害危険区域への対応

災害に対するリスクが非常に高い土砂災害特別警戒区域は区域設定から除外するとともに、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等は、対策推進の可能性も踏まえて、設定することを検討します。

補足説明資料

居住誘導区域に含めない区域

都市再生特別措置法や都市計画指針により、居住誘導区域に含めない区域が次のとおり定められています。

表 - 居住誘導区域に含めてはならない区域（法令）

根拠	区域
都市再生 特別措置法 第 81 条第 19 項	・市街化調整区域 ・住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域※¹ （建築基準法）
都市再生 特別措置法 施行令第 30 条	・農用地区域、農地や採草放牧地の区域（農振法） ・特別地域（自然公園法、自然環境保全法） ・保安林の区域、保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区（森林法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

表 - 居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

根拠	区域
都市計画 運用指針	◎原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 →津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法） →災害危険区域（上記表※ 1 を除く） ◎原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 →土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） →津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法） →浸水想定区域（水防法） →災害の発生のおそれのある区域

(2) 都市機能誘導区域の検討のポイント

1) 基本的な考え方

- ・都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内での支援措置を事前明示することにより、生活サービス施設の誘導を図るものです。
- ・都市機能誘導区域は、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきものです。

2) 都市機能誘導区域の設定の考え方

都市づくりの方針に基づき、暮らしに必要な機能を維持・誘導する区域として、以下の視点によって検討します。

① 商業機能などの鉄道駅周辺の都市機能が集積する地域

- ・鉄道駅に近い商業機能など多機能の都市機能が集積する地域等でこれらの機能が一定程度充実している区域を設定することを検討します。

② 商業機能などの都市機能が集積する生活拠点でアクセス利便性の高い区域

- ・鉄道駅周辺以外の商業施設などの都市機能が集積する生活拠点で、アクセスの利便性が高い区域についても設定を検討します。

③ その他の都市機能が立地する区域

- ・行政サービス施設、文化施設、病院等の機能が立地している区域については、現在立地している場所に集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるかどうかという視点において、設定するかどうかの検討を行います。

(3) 誘導施設の検討のポイント

1) 基本的な考え方

- ・誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定するものです。当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

2) 誘導施設の設定の考え方

本市は住宅都市として発展してきたことから、市街化区域全域に住宅地が広がっており、民間の医療施設や高齢者福祉施設、子育て支援施設やスーパーマーケットなどの日常生活に必要な都市機能も市街化区域全体に広く分布しています。

日常的な利用が想定され、現在の立地や市内に分散した立地が望ましい施設は、居住地において適宜配置されることが望ましい施設として、誘導施設としての指定はしないものとして検討します。

現況の施設分布を考慮して、各都市機能誘導区域の規模や都市づくりの方向性に応じて、都市機能誘導区域において立地することが望ましい施設を誘導施設として指定するか検討を進めます。

参考資料

参考 1. 国土交通省資料



コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

○ 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進**。

○ 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆ **都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進**

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆ **歩いて暮らせるまちづくり**

- 歩行空間の整備支援

◆ **区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール**

- 誘導したい機能の区域外での立地について 届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について 届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆ **区域内における居住環境の向上**

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆ **区域外の居住の緩やかなコントロール**

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

歩行空間や自転車利用環境の整備

地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】（平成26年11月20日施行）

- ◆ まちづくりとの連携
- ◆ 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

- 事業の具体的内容
- 運行主体 ● 運行ダイヤ ● ルート ● 運賃 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→ 加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法を改正

立地適正化計画

↓

地域公共交通網形成計画

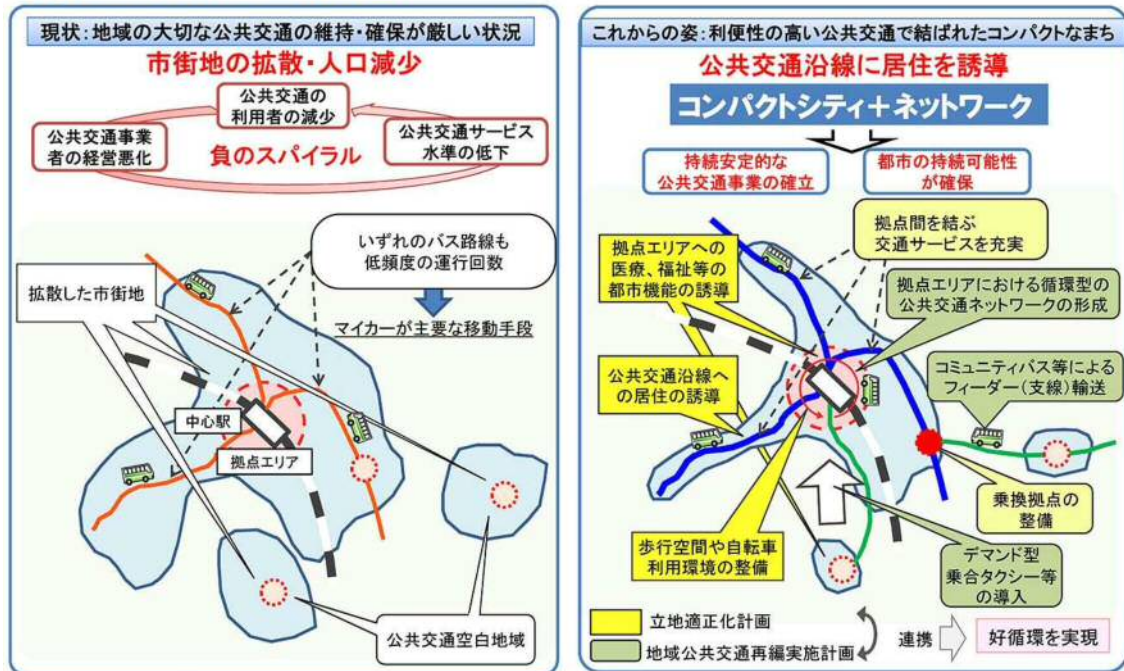
連携

↓

好循環を実現

1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

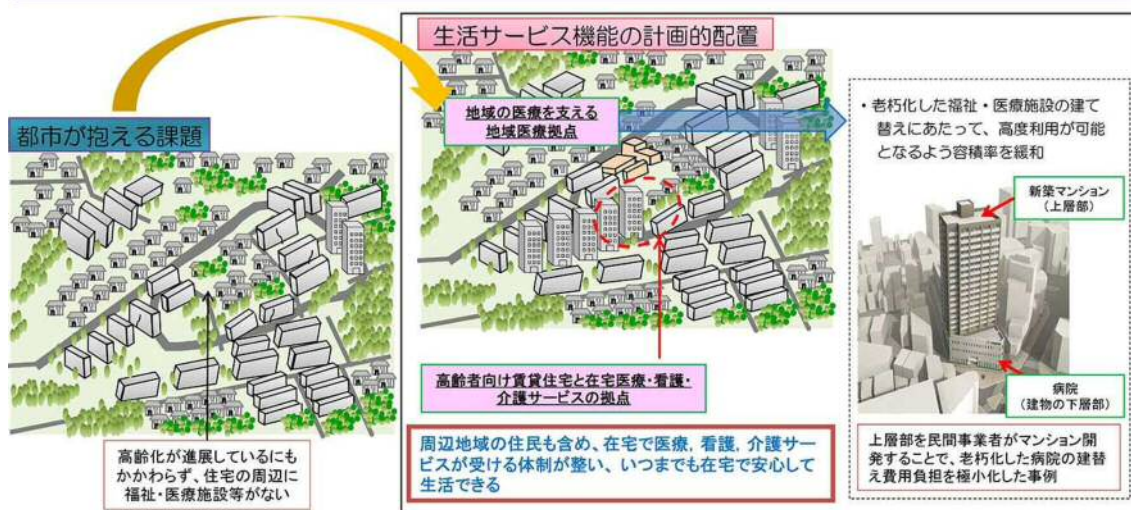
(1) 地域公共交通施策との連携



1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(2) 医療・福祉施策との連携

- 立地適正化計画による居住や都市機能の誘導に合わせて福祉・医療政策を展開することによって、より多くのまとまった地域において効果的・効率的な福祉・医療サービスを住民に提供することが重要。
- 医療や介護など様々な生活支援サービスが日常生活圏内で適切に提供されるコンパクトなまちを目指すことが重要。



1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(3)都市農業施策との連携

まちづくりと農業振興施策との連携の必要性

- 都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての多様な役割を果たすことが期待される市街地周辺の農地等については農業振興施策と都市計画との連携等により保全することが重要。
- 都市計画区域内の農地等は、都市に残された貴重な緑の資源として保全すべきであり、コンパクトシティの形成にあたっては、居住誘導区域外において農業振興施策等との連携を検討するなど、地域全体に目配りをした施策が重要。

連携イメージ



1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(4)公共施設再編施策との連携

まちづくりの課題・取組の方向性

課題

人口減少や高齢化により、拡散した低密度な市街地においては、住民の生活を支える医療・福祉・商業などのサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれ

立地適正化計画制度の創設

(改正都市再生特別措置法が平成26年8月1日に施行)

コンパクトなまちづくりを推進するため、市町村が都市全体を見渡し、生活サービス機能と居住機能を誘導する区域を設定

～コンパクトなまちづくりのポイント～

公的不動産との連携

- ・都市全体を見渡しながらい点となる区域に集客力のある公共施設を配置したり、
- ・公有地を用いて必要な生活サービス機能を確保するなど、公的不動産を活用して戦略的に都市機能や居住の誘導を図る

公的不動産の課題・取組の方向性

課題

地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化の進展、将来の公共施設等の維持管理・更新費用の増大が見込まれること等を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要
※公的不動産は我が国の全不動産の1/4の資産規模を占める

公共施設等総合管理計画の策定

(総務省からの要請により、地方自治体の99.9%が令和2年3月末までに策定済)

主に財政負担の軽減・平準化を目的として公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施

～公共施設マネジメントのポイント～

将来のまちの姿との連携

都市全体の中で拠点となる区域や居住を誘導する区域など、将来のまちづくりを想定しながら公共施設を集約・再編することで、住民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図る

連携

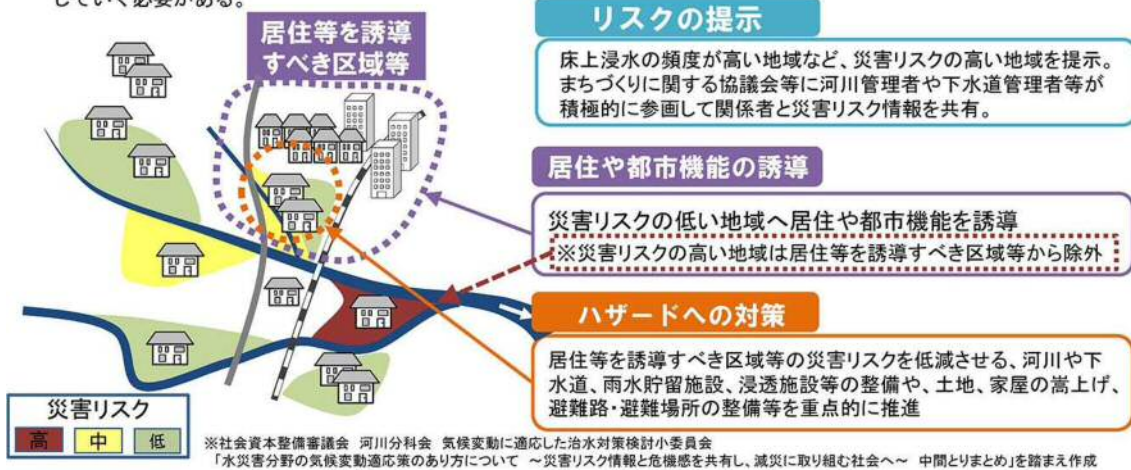
「まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン」(H26.4)を活用し、「コンパクトなまちづくり」と「公的不動産の再編」との連携を推進

1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(5)防災施策との連携

- コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。
- 立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため「防災指針」を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしている。居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。

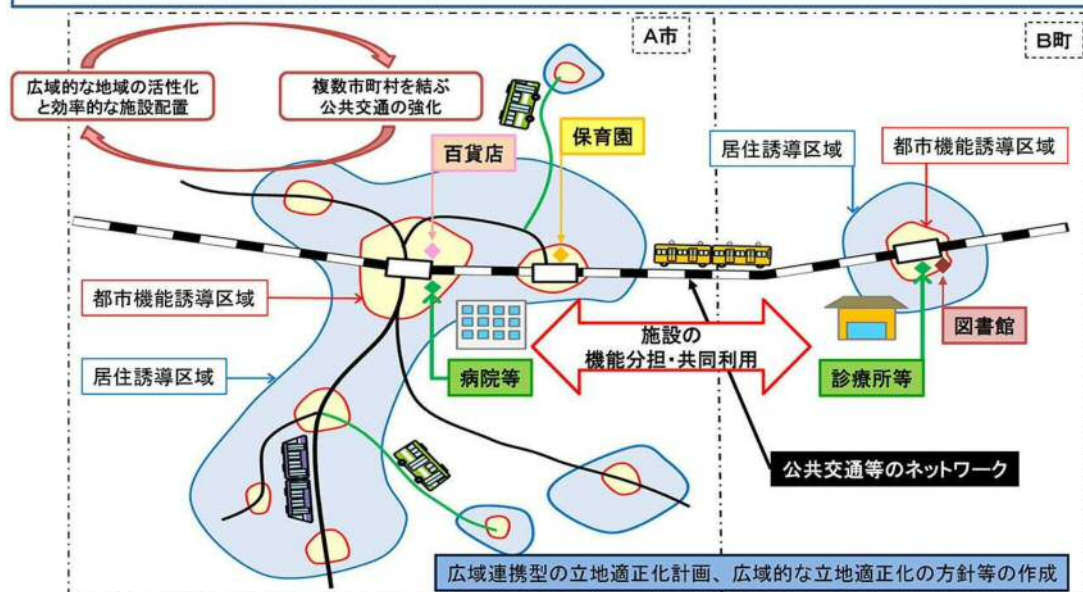
※気候変動の影響により近年頻発・激化する自然災害に対応するため、水災害リスクを低減させるための堤防、遊水地、下水道等のハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていく必要がある。



1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理について

(6)広域連携施策との連携

- 公共交通等のネットワークを介するなどにより、複数市町村による広域的な生活圏や経済圏が形成されている場合、当該圏域における都市機能（医療・福祉・子育て支援・商業等）を一定の役割分担の下で連携・整備し、**広域的な地域の活性化と効率的な施設配置**を図ることが重要。



参考 2. 上位計画の概要

(1) 第 5 次芦屋市総合計画・第 2 期芦屋市創生総合戦略（令和 3 年 9 月策定）

策定年	令和 3 年（2021 年）9 月	
計画期間	基本構想：令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで 基本計画：【前期】令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）まで 【後期】令和 8 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで 総合戦略：令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）まで	
目指す将来の姿	人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市	
まちづくりの 基本方針	未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン 【基本方針を構成する 3 つの視点】 □人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク □暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし □資源 ～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合	
施策体系	施策分野 1 子育て・教育	施策目標 1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している 施策目標 2 未来への道を切り拓く力が育っている 施策目標 3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている
	施策分野 2 福祉健康	施策目標 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる 施策目標 5 健康になるまちづくりが進んでいる
	施策分野 3 市民生活	施策目標 6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている
	施策分野 4 安全安心	施策目標 7 災害に強いまちづくりが進んでいる 施策目標 8 日常の安全安心が確保されている
	施策分野 5 都市基盤	施策目標 9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている 施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる
	施策分野 6 行政経営	施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる 施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている 施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている
人口の将来展望	令和 45 年（2063 年）に 65,000 人	
基本目標	1 子育ての 希望がかなう	I 妊娠・出産・子育ての支援 II 教育・保育環境の充実
	2 人がつながり 活躍し、暮らしの 魅力が高まる住宅 都市	I 良質な住まい・住環境の形成 II 地域における福祉の充実 III 安全・安心なまちづくりの推進 IV 地域の活性化
重点 プロジェクト	子育て支援の推進と「伝わる」プロモーション 芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ ともに進めるエリアマネジメント	

(2) 芦屋市都市計画マスタープラン（令和3年6月策定）

策定年	令和3年（2021年）6月	
計画期間	概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和12年度（2030年度）を目標年次としている。	
まちづくりの理念	美、快、悠のまち 芦屋 緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にもやさしく、文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します	
まちづくりの目標	社会変化に対応した快適な都市空間づくり 安心して住み続けられる良好な住環境づくり 環境にやさしく潤いのある都市づくり 個性と魅力ある高質な都市空間づくり 人とのつながりや交流を育むまちづくり	
まちづくりの整備方針	土地利用方針	(1) 土地利用方針 (2) 用途別土地利用の体系・方針
	交通環境 ・都市施設等の整備方針	(1) 公共交通の整備方針 (2) 交通結節点の整備方針 (3) 道路の整備方針 (4) その他都市施設等の整備方針
	自然環境 ・都市環境の保全・形成方針	(1) 自然環境の保全・形成 (2) 環境負荷の低減 (3) 良質な住まい環境づくり
	都市景観の保全・形成方針	(1) 自然景観の保全・形成 (2) 市街地景観の保全・形成
	都市防災の方針	(1) 防災系緑地の形成 (2) 防災活動路線の整備 (3) 防災活動拠点の機能向上 (4) 災害に強いまちづくりの推進

※ 来年度見直し予定